

令和4年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

I 誰もが生き方を尊重するまちづくり

1 “男女がともに歩むまちづくり”に向けた啓発の推進

(1) 一人ひとりの個性を理解し尊重する意識の確立

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
1	男女がともに歩むまちづくり基本条例に基づく啓発冊子等の活用	「男女がともに歩むまちづくり基本条例」の啓発冊子を、出前講座などあらゆる機会に啓発資料として有効に活用します。また、チラシ等の簡単な啓発資料を適宜作成し、各種団体に配布することで条例の周知徹底を図ります。	男女共同参画推進室	ホームページへの掲載や、講座等の機会をいかして冊子の紹介および配布等を継続して行い、条例の周知を行います。	講座の実施時に啓発冊子（概要版）を配布しました。	啓発冊子（概要版）以外の資料を作成することが課題です。	引き続き、ホームページへの掲載や、講座等の機会をいかして冊子の紹介および配布等を継続して行い、条例の周知を行います。
2	男女共同参画宣言都市関連事業の充実	市が5年に1度主催する男女共同参画宣言都市記念事業をはじめ、毎年9月の男女共同参画推進月間に講演会等を開催します。また、他部署と連携のもと「男女がともに歩む一歩詩」の表彰や「男女がともに歩むまちづくり推進モデル」の推奨を実施し、「男女共同参画宣言都市・ふくつ」の市民への周知を促進します。	男女共同参画推進室	「男女がともに歩むまちづくり」の周知・啓発のため、9月に都市宣言記念講演会を開催します。講師に、北九州市立大学名誉教授の中島俊介さんをお招きして、「幸せの人間関係～男女共同参画は対等な人間関係から～」と題し、講演会を行います。多くのかたに参加いただけるように、広報活動を行います。	9月11日（日）に都市宣言記念講演会を開催しました。定員40名のところ40名の参加がありました。広報紙、ホームページの他にLINEを使っての周知を行いました。参加者からは「講師の話聞いて元気もらった」といった感想があり、好評でした。	今年度は定員いっぱいとなりましたが、毎年度継続して多くの市民に参加していただいているように、また、「男女がともに歩むまちづくり」の周知・啓発がさらに進むように、男女共同参画のテーマや講師の選定に力を入れ、魅力的で、効果的なお話をさせていただける講師に依頼をします。引き続き、広報活動も工夫します。	「男女がともに歩むまちづくり」の周知・啓発のため、9月に都市宣言記念講演会を開催します。講師に、コラムニストの須藤美香さんをお招きして、「自分らしく生きる」をテーマに講演会を行います。多くのかたに参加いただけるように、広報活動を行います。
3	男女共同参画資料・図書の充実	男女共同参画に関する資料や図書の充実を図り、市民への情報提供を行います。また、市立図書館では、市の男女共同参画推進月間（9月）に特設コーナーを設けます。	男女共同参画推進室	男女共同参画指導員会議に参加する園を対象に、子ども達に「男女共同参画」のメッセージを伝えられる絵本を市図書館と連携して、配布する取り組みを継続して行います。	福津市内の幼稚園・保育園16園に男女共同参画を伝える絵本を2冊配布しました。絵本の選定にあたっては、市図書館の選定以外に、県の男女共同参画センター「あすばる」のホームページに掲載されている「あすばるライブラリー」を活用しました。また、この取り組みを保護者配布用のチラシ「にじいろ」で紹介しました。市図書館とは、都市宣言を行った9月に合わせて、図書館内に「男女共同参画コーナー」を設け講演会のテーマに沿った本を紹介したり、広報紙に図書館のおすすめとして男女共同参画に関する書籍を紹介を掲載したりして、連携して取り組みました。	各園からの絵本の活用状況をみると、実際に読み聞かせをすると年少児には難しい内容だったという報告もありましたが、園の先生が補足の説明を入れてくださって、内容が伝わったという園もあり。年代に分けた絵本の選定を行う必要性を感じると同時に、園と一体で男女共同参画を進める取り組みができています。市図書館やあすばるライブラリーの活用だけでなく、令和5年度は男女共同参画指導員からも絵本の候補を挙げていただくようにしました。	男女共同参画指導員会議に参加する園を対象に、子ども達に「男女共同参画」のメッセージを伝えられる絵本を市図書館と連携して、配布する取り組みを継続して行います。
3	男女共同参画資料・図書の充実	男女共同参画に関する資料や図書の充実を図り、市民への情報提供を行います。また、市立図書館では、市の男女共同参画推進月間（9月）に特設コーナーを設けます。	郷育推進課	男女共同参画に関する資料を継続的に収集し、蔵書の充実を図ります。市の男女共同参画推進月間の9月には、市立図書館の特集コーナーに関連資料を展示して貸出も実施し、積極的に市民への情報提供を行います。	例年同様、関連資料を積極的に収集し、資料充実に努めました。市の男女共同参画推進月間である9月には、入口に特集コーナー設置、資料展示及び貸出を行いました。	特集展示期間だけでなく、通年で資料を手を持ってもらえるよう、配架に工夫したい。	引き続き資料の充実を図ります。
4	広報やホームページによる啓発の充実	男女共同参画に関する事業や情報を広報やホームページに掲載し、誰もが理解しやすく、関心をもってもらえるよう工夫します。	男女共同参画推進室	ホームページとライン、フェイスブック等を積極的に活用し、多くのかたに見ていただき、かつ、誰もが理解しやすく、関心を持っていただけるような情報発信を行います。	広報紙・ホームページ、フェイスブックを活用して、事業の周知や啓発を行いました。また、事業の周知にあたっては、近隣自治体のLINE掲載を参考に、より市民の目に留まるように工夫しました。	引き続き、他自治体の広報やホームページ等を参考しながら、誰もが理解しやすく、関心を持っていただけるような情報発信を行います。	ホームページとライン、フェイスブック等を積極的に活用し、多くのかたに見ていただき、かつ、誰もが理解しやすく、関心を持っていただけるような情報発信を行います。

(2) 家庭・地域における男女共同参画の意識づくり

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
5	家庭への意識啓発の充実	家庭での教育や育児をテーマに、児童とその家族を対象に実施する講座を充実させ、男女共同参画の意識啓発促進を図ります。	郷育推進課	郷育カレッジでは引き続き、子育て分野の講座や男女共同参画に関する講座を取り入れ、市民への意識啓発を図ります。	郷育カレッジにおいて子育て分野の講座を3講座設け、延べ28人が参加しました。	興味をひく講座設置に取り組み、PR方法やメニュー表の表記方法について工夫する。	郷育カレッジでは引き続き、子育て分野の講座や男女共同参画に関する講座を取り入れ、市民への意識啓発を図ります。
6	妊婦やその家族を対象とした講座の実施	妊婦やその家族を対象に妊娠中の健康、新生児の育児についての講座を開催し、交流や仲間づくりを支援します。また働く妊婦や父親の参加を促進するための講座を行います。	子育て世代包括支援課	プレママパパ講座は、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら開催する。講座の中で、参加者同士の交流のきっかけを持つことができるように言葉かけをする。交流会の内容は、対象者によって適宜変更、シングルマザーの母親がいる場合は、出産や子育てにむけての内容にするなど配慮をする。シングルマザーが参加する場合、母親の希望に沿って、パートナーがいる家庭とは別に、個別指導の時間を設ける等の配慮をする。母子手帳発行時に講座の案内を行い、父親にも参加してもらうよう伝える。	母子健康手帳交付時、夫・パートナーと来所する方が増えており、2人に向けて講座の情報提供、予約の流れまで説明した。 新型コロナウイルス感染症やその他の感染症対策を講じて年6回講座を実施した。 参加者同士の交流では、2組のご夫婦に対してスタッフを1人配置し交流しやすい雰囲気になるように関わりを持った。妊娠中から同じ境遇にある参加者と知り合う機会となった。また、シングルマザーの参加はなかったが、妊婦1人で参加した場合には妊婦同士で話せるようにスタッフが間に入るよう配慮した。 参加者には、母子健康手帳の両親学級受講記録に参加記録をした。 出産後のハッピーふれあい講座に参加した際に再会したりご近所同士で仲良くなっている様子が見られており、家族だけでなく地域での子育てのつながりができている。 参考 R4母子健康手帳発行数 601件（転入40件を含む） R4プレママパパ講座参加組数 42組	プレママパパ講座について、参加希望者が多数の場合に個別対応となることがあり、参加者同士の交流ができないこともある。他の講座に案内・参加してもらうことで解消していきたい。	プレママパパ講座は、各種感染症防止対策を講じながら開催する。 講座の中で参加者同士の交流のきっかけを持つことができるように、自己紹介や実技を盛り込んだ内容とする。交流会の内容は、対象者によって適宜調整し、シングルマザーがいる場合は、出産や子育てに向けての内容にするなど配慮する。またシングルマザーの希望に沿って、パートナーがいる家庭とは別に個別指導の時間・場所を確保する等の配慮をする。 母子手帳発行時に講座の案内を行い、父親にも参加してもらうよう伝える。 R4年度：全初産婦231人のうち17%（40人）の参加であったため、R5年度は20%の参加率を目指す。
7	地域への意識啓発の充実	男女がともに歩むまちづくりをテーマに親しみやすい講座等を開設し、地域や市民グループ・団体に受講を呼びかけます。また、「男女共同参画地域推進員」を通じ、各郷づくり推進協議会に講座の開催を働きかけます。	男女共同参画推進室	郷づくり推進協議会に協力を仰ぎ、男女共同参画地域推進委員への参加を依頼します。また、委員には、地域において「男女がともに歩むまちづくり」が浸透するように働きかけていただくため、継続して研修の機会等を設けます。	男女共同参画地域推進員会議を開催しました。男女共同参画社会について、固定的役割分担意識の問題、夫婦における家事・育児関連時間の問題、ジェンダーギャップ指数における国際比較について説明を行い、福津市における男女共同参画推進の取り組みを紹介しました。併せて、カードゲームの「クロスロードゲーム」を行い、多様な考え方があることを体験していただきました。このほかに、男女共同参画推進室が実施する事業を案内し、参加を呼びかけ、出前講座の実施についてご紹介しました。	会議を通じて、地域推進員の方には男女共同参画の意識が浸透していますが、	郷づくり推進協議会に協力を仰ぎ、男女共同参画地域推進委員への参加を依頼します。また、委員には、地域において「男女がともに歩むまちづくり」が浸透するように働きかけていただくため、継続して研修の機会等を設けます。研修時等に、推進委員と情報交換を行い、それぞれの地域の実情を把握します。
7	地域への意識啓発の充実	男女がともに歩むまちづくりをテーマに親しみやすい講座等を開設し、地域や市民グループ・団体に受講を呼びかけます。また、「男女共同参画地域推進員」を通じ、各郷づくり推進協議会に講座の開催を働きかけます。	郷育推進課	今後も引き続き、出前講座や郷育カレッジのメニューに男女共同参画をテーマとする講座を取り入れます。また、市民が親しみやすく、興味を引くようなメニュー表の作成と広報を行い、講座実施を促します。	今年度の出前講座で男女共同参画に関する講座を1講座設けました。また、郷育カレッジにおいて該当分野の講座を2講座実施し、延べ17人の参加がありました。	興味をひく講座設置に取り組み、PR方法やメニュー表の表記方法について工夫する。	今年度も引き続き、出前講座や郷育カレッジのメニューに男女共同参画をテーマとする講座を取り入れます。また、市民が親しみやすく、興味を引くようなメニュー表の作成と広報を行い、講座実施を促します。

2 就学前・学校教育における男女共同参画の意識づくり

(1) 児童・生徒への男女共同参画教育の推進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
8	小・中学校における男女平等教育の推進	市内小・中学校の教職員で構成している「男女平等教育推進委員」を中心に、個人の尊厳及び人権尊重の理念に基づく男女平等教育を総合的に推進します。	男女共同参画推進室	男女平等教育推進委員を通じて、市内小学校における「男女共同参画学習資料」の積極的な活用を依頼します。特に、一行詩の作成における事前学習には、この資料の活用は有効であると考えますので、継続して働きかけます。有効な活用実績があれば、随時紹介していきます。また、副教材として、内閣府男女共同参画局の小学生用教材（1年～6年生）の「しょうたくんとあやちゃんは どうしたらいいのかな」を、中学生用教材の「meandthem」を提供します。	男女平等教育推進委員会を年間3回開催し、男女共同参画推進室が取り組んでいる事業について説明しました。各学校に一行詩の取り組みや男女共同参画学習資料や内閣府作成の男女共同参画をテーマとした小学生、中学生向けの副教材資料を配布し、積極的な活用を依頼しました。年度末には男女共同参画推進状況報告書を提出していただき、各学校での取り組みについてご報告いただきました。各学校、学年に応じて、様々な学習資料や学習の機会を活用して、男女共同参画への取り組みが実施されていました。	次年度の取り組みに活用していただけるように、各小・中学校からの報告書を一覧にまとめ、会議の中でご紹介しました。次年度以降も引き続き、取り組みます。	男女平等教育推進委員を通じて、市内小学校における「男女共同参画学習資料」の積極的な活用を依頼します。特に、一行詩の作成における事前学習には、この資料の活用は有効であると考えますので、継続して働きかけます。有効な活用実績があれば、随時紹介していきます。また、副教材として、内閣府男女共同参画局の小学生用教材（1年～6年生）の「しょうたくんとあやちゃんは どうしたらいいのかな」を、中学生用教材の「meandthem」を提供します。
8	小・中学校における男女平等教育の推進	市内小・中学校の教職員で構成している「男女平等教育推進委員」を中心に、個人の尊厳及び人権尊重の理念に基づく男女平等教育を総合的に推進します。	学校教育課	市内小中学校の職員で構成する「男女平等教育推進委員」を中心に、特別の教科「道徳」において異性について理解を深めたり、人権学習において男女平等について学ぶ機会を設けたりしていきます。また、全教職員が授業等で意識的に個人の尊厳及び人権尊重の理念に基づく男女平等教育に取り組めるよう研修機会を積極的に作り、総合的に推進します。さらに、男女平等教育推進委員を中心とした学校の推進体制が正しく運営されているか、検証します。	道徳の時間等を活用して、性に関する人権教育を全学校で行った。 中学校では、令和3年度福岡東中学校でジェンダーレスの制服を採用し、令和4年度年度は福岡中、令和5年度は津屋崎中が同じような制服を採用することが決まっている。	特になし。	市内小中学校の職員で構成する「男女平等教育推進委員」を中心に、特別の教科「道徳」において異性について理解を深めたり、人権学習において男女平等について学ぶ機会を設けたりしていきます。また、全教職員が授業等で意識的に個人の尊厳及び人権尊重の理念に基づく男女平等教育に取り組めるよう研修機会を積極的に作り、総合的に推進します。さらに、どのくらいの学校で男女共同参画学習の資料が使われたのか、またその他の使用資料について把握し、情報共有します。
9	男女共同参画の視点に基づく保育・幼児教育の推進	各保育所、幼稚園の職員で構成している「男女共同参画指導員」を中心に、男女平等と人権尊重の保育・教育を進めます。また、保護者や地域への理解を図ります。	男女共同参画推進室	男女共同参画指導員を通じて、幼稚園・保育所における「男女がともに歩むまちづくり」の浸透が進むように、絵本を活用した取り組みを依頼していきます。保護者に向けた働きかけとしては、指導員紹介チラシを継続して作成します。	男女共同参画指導員会議を年間2回開催しました。指導委員会の中で、男女共同参画に関する絵本の選定を行いました。選定した絵本2冊は、福津市内の幼稚園・保育園16園に配布して、園での読み聞かせに活用してもらい、その後は園で自由に読んだり、家庭へ貸し出されたりしています。年度末には男女共同参画の取り組みや絵本の活用状況についてご記入いただいた報告書を提出していただきました。性別に関わりなく、ひとりひとりの個性が大切にされていることが分かりました。また、会議の中で、保護者配布用のチラシ「にじいろ」の作成に取り組み、保育園・幼稚園で行う男女共同参画の取り組みについて、周知・啓発を行いました。	保育園・幼稚園へ男女共同参画に関する絵本を提供して、男女共同参画への意識向上が図られるよう継続して取り組みます。	男女共同参画指導員を通じて、幼稚園・保育所における「男女がともに歩むまちづくり」の浸透が進むように、絵本を活用した取り組みを依頼していきます。保護者に向けた働きかけとしては、指導員紹介チラシを継続して作成します。

9	男女共同参画の視点に基づく保育・幼児教育の推進	各保育所、幼稚園の職員で構成している「男女共同参画指導員」を中心に、男女平等と人権尊重の保育・教育を進めます。また、保護者や地域への理解を図ります。	こども課	(大和) 男女共同参画の視点に基づいた保育・教育を日常的に行い、子どもや保護者に対し、男女共同参画や人権尊重の意識を啓発していきます。	(大和) ・男の子、女の子にかかわらず、「○○ちゃん」「○○さん」と呼ぶことにより、子ども達自身もお友達のことを「○○ちゃん」「○○さん」と呼ぶことができた。 ・遊びのコーナーを自由に遊べるように環境整備することで、男の子の子関係なく自由に遊ぶことができた。	(保育所) 特になし	(大和) 男女共同参画の視点に基づいた保育・教育を日常的に行い、子どもや保護者に対し、男女共同参画や人権尊重の意識を啓発していきます。
9	男女共同参画の視点に基づく保育・幼児教育の推進	各保育所、幼稚園の職員で構成している「男女共同参画指導員」を中心に、男女平等と人権尊重の保育・教育を進めます。また、保護者や地域への理解を図ります。	学校教育課	男女共同参画指導員を中心とし、幼稚園と連携を取りながら、男女平等並びに人権尊重の意識の芽生えを培う幼児教育の実践を行い、そのことを保護者や地域へ発信し、理解を得られるように進めていきます。	日常の遊びや生活、園行事を通して、教師が男女共同参画の視点に基づいた環境構成や援助を行っていくことで、幼児に性差の認識やそれを踏まえた上での男女平等への意識の芽生えが見られました。 また、テーマに沿った絵本の読み聞かせや教育実習の受け入れ等を通して、幼児が多様な人と関わり、互いの立場の違いに気づく姿が見られました。 保護者に対しては、男女共同参画指導員が作成した新聞を配布し、発信することができました。	特になし。	男女共同参画指導員を中心とし、幼稚園と連携を取りながら、男女平等並びに人権尊重の意識の芽生えを培う幼児教育の実践を行い、そのことを保護者や地域へ発信し、理解を得られるように進めていきます。
10	学校教育における男女共同参画関連事業の実施	「男女がともに歩む一行詩」の取り組みや、デートDVなどについて生徒を対象に講座等を実施するなど、男女平等教育を推進します。	男女共同参画推進室	男女平等教育推進委員および市内の高校に協力をいただき、「男女がともに歩む一行詩」の取り組みを行います。 また、デートDV防止のための講座を、市内の高校に協力していただくよう依頼します。 内容やオンラインを含めた実施方法については、学校や講師と調整しながら、効果的な講座となるようにします。	「男女がともに歩む一行詩」を市内の小・中・高校で取り組んできたき、優秀作品を広報紙に掲載し、人権講演会で表彰を行いました。デートDV防止講座は市内高校の1校から実施希望があり、9月に講座を実施しました。受講後のアンケートでは、「デートDVは意外と身近にあるんだなと思いました。そして講習で習ったことを生かしていきたいと思います。」や、「付き合っている人の束縛などもデートDVに入ることが驚きでした。」といった感想があり、デートDVについて「ある程度理解できた」や「理解できた」という割合は、96%でした。	「男女がともに歩む一行詩」の取り組みは、各学校においても、この取り組みが浸透しているようで、スムーズに実施できています。 デートDV防止講座については、DV防止に繋がるため、講座の趣旨を理解いただき、引き続き学校に講座実施を働きかけていきます。	男女平等教育推進委員および市内の高校に協力をいただき、「男女がともに歩む一行詩」の取り組みを行います。 また、デートDV防止のための講座を、市内の高校に協力していただくよう依頼します。 内容やオンラインを含めた実施方法については、学校や講師と調整しながら、効果的な講座となるようにします。

(2) 教育・保育関係者への意識啓発の充実

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
11	教育・保育関係者への意識啓発	「男女平等教育推進委員」や「男女共同参画指導員」を通じ、教育・保育関係者の研修の機会として、男女共同参画に関する学習機会の情報提供を行い参加を促進します。また、県などが実施する人権教育研修等を通じた意識啓発を図ります。	男女共同参画推進室	男女平等教育推進委員会および男女共同参画指導員会の会議を通じて、先生方に向けて男女共同参画関連の情報提供などを行いながら、「男女がともに歩むまちづくり」の理念への理解に向けての協力を継続してお願いしていきます。	会議を通じて、市の取り組みを説明したり、市が実施する講演会や講座などを紹介したりして、参加を促しました。また、「男女共同参画学習資料」のほかに、内閣府作成の男女共同参画をテーマとした小学生、中学生向けの副教材資料を配布し、紹介しました。平等教育委員会では、各小・中学校での取り組みを一覧にし、会議の中で紹介しました。	引き続き、市の取り組みの説明や男女共同参画に関する情報提供を行い、男女がともに歩むまちづくりを推進します。	男女平等教育推進委員会および男女共同参画指導員会の会議を通じて、先生方に向けて男女共同参画関連の情報提供などを行いながら、「男女がともに歩むまちづくり」の理念への理解に向けての協力を継続してお願いしていきます。

11	教育・保育関係者への意識啓発	「男女平等教育推進委員」や「男女共同参画指導員」を通じ、教育・保育関係者の研修の機会として、男女共同参画に関する学習機会の情報提供を行い参加を促進します。また、県などが実施する人権教育研修等を通じた意識啓発を図ります。	こども課	(大和) 男女共同参画指導員、男女平等教育推進委員を通じて、保育所における取り組みを年度末に報告します。	(大和) どのような声掛け・対応をしたらよいのか等、職員会議等を利用して話し合う場を作り、職員間で共有することができた。例えば、トイレの時も「男の子は立ってする」ということを無理にさせるとはせず、子どもの様子や気持ちを配慮しながら進めていくなど、新人保育士を含めて共有しながら進めることができた。	(大和) また新たに気になることが出てきたら、職員間でも報告しながら、職員会議などで話し合いながら対応していきたい。	(大和) 男女共同参画指導員、男女平等教育推進委員を通じて、保育所における取り組みを年度末に報告します。
11	教育・保育関係者への意識啓発	「男女平等教育推進委員」や「男女共同参画指導員」を通じ、教育・保育関係者の研修の機会として、男女共同参画に関する学習機会の情報提供を行い参加を促進します。また、県などが実施する人権教育研修等を通じた意識啓発を図ります。	学校教育課	市内小中学校の校長、教頭等の研修会において男女共同参画における情報提供、案内等を行うとともに、市や県の人権教育研修会において、教育関係者への意識啓発を行っていきます。	市内校長研修会や市内教頭研修会において、男女共同参画に関する研修会やイベントなどの情報提供を行った。市や県の人権教育研修会等を通じて、教育関係者への意識啓発も行いました。	特になし。	市内小中学校の校長、教頭等の研修会において男女共同参画における情報提供、案内等を行うとともに、市や県の人権教育研修会において、教育関係者への意識啓発を行っていきます。
12	男女平等教育推進状況の把握	道徳をはじめとする各教科、総合的な学習の時間、特別活動、生徒指導、混合名簿の使用状況等、男女平等に基づいた教育施策の実施状況について毎年調査します。	男女共同参画推進室	男女共同参画指導員、男女平等教育推進委員を通じて、幼稚園・保育所・小学校・中学校における取り組みを年度末に報告していただくように依頼します。	各幼稚園・保育園および学校での取り組み状況について、年度末に報告書が提出されました。報告書により、各園、各学校で工夫をしながら男女共同参画に取り組みされていることが分かりました。	小・中学校の取り組みの一覧表は作成しましたが、保育所・幼稚園の一覧表は作成できませんでした。一覧表の作成が課題です。	男女共同参画指導員、男女平等教育推進委員を通じて、幼稚園・保育所・小学校・中学校における取り組みを年度末に報告していただくように依頼します。また、幼稚園、保育園の報告を一覧表にします。
12	男女平等教育推進状況の把握	道徳をはじめとする各教科、総合的な学習の時間、特別活動、生徒指導、混合名簿の使用状況等、男女平等に基づいた教育施策の実施状況について毎年調査します。	学校教育課	道徳や特別活動などの学習時間に望ましい人間関係に関する内容が計画・実践・評価されているかどうかを、学校訪問や教育課程実施状況調査を通じて確認し、指導や意識の共有化を行います。	道徳や特別活動、教科に時間において望ましい人間関係に関する内容が計画・実践・評価されているかを学校訪問等において確認した。どの学校も適切に位置付けられていた。	特になし。	道徳や特別活動などの学習時間に望ましい人間関係に関する内容が計画・実践・評価されているかどうかを、学校訪問や教育課程実施状況調査を通じて確認し、指導や意識の共有化を行います。
13	男女共同参画に関する学習資料の活用	学校と連携のもと、市内小・中学校での総合的な学習の時間等において、男女共同参画学習資料の活用を促進します。また、社会状況に応じて、定期的に改訂していきます。	男女共同参画推進室	男女平等教育推進委員を通じて小・中学校における学習資料の活用を依頼していきます。また、内閣府作成の小学生用、中学生用の男女共同参画をテーマにした副教材を紹介し、有効な活用事例があれば、紹介していきます。	男女平等教育推進委員会で「男女共同参画学習資料」のほかに、内閣府作成の男女共同参画をテーマとした小学生、中学生向けの副教材資料を配布し、学習資料として授業などで活用していただくよう依頼しました。	引き続き、市が作成している学習資料は小学校高学年用であるため、内閣府等が作成している学習資料を副教材として紹介します。また、各学校で活用している教材が他にあれば、その紹介を行います。	男女平等教育推進委員を通じて小・中学校における学習資料の活用を依頼していきます。また、内閣府作成の小学生用、中学生用の男女共同参画をテーマにした副教材を紹介していきます。有効な活用事例等があれば、紹介していきます。
13	男女共同参画に関する学習資料の活用	学校と連携のもと、市内小・中学校での総合的な学習の時間等において、男女共同参画学習資料の活用を促進します。また、社会状況に応じて、定期的に改訂していきます。	学校教育課	市校長研修会において、総合的な学習の時間などにて学習資料を活用していくよう働きかけていきます。	市校長研修会において、人権啓発事業や男女共同参画推進の取組についての情報共有の機会を設け、「男女がともに歩む一詩」の取組を実施しました。また、市や県の人権教育研修会において、教育関係者への意識啓発を図りました。すべての小・中学校において、人権教育全体計画が作成され、教科・領域における具体的方策が示されています。	特になし。	市校長研修会において、総合的な学習の時間などにて学習資料を活用していくよう働きかけていきます。また、実践ができていないかを学校訪問を通じて確認し、指導を行います。

Ⅱ みんなが支えあう地域づくり

1 市民共働による地域づくりの促進

(1) 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
14	地域活動を担う団体への啓発推進	自治会や子ども会育成会、PTA等の地域を担う団体に対して、男女共同参画に関する情報や学習機会を提供するなどし、地域活動での男女共同参画を推進します。今後は、各団体に直接働きかけ、出前講座の開催などを促進します。	男女共同参画推進室	男女共同参画地域推進委員などを通じて、市の出前講座の利用を促したり、「繪りん」と連携・協力したりして、啓発の機会を確保していきます。	1月に郷育カレッジ講座を実施したほか、ふくつ男女共同参画協議会「繪りん」が行う活動を支援しました。 3月の人材育成セミナーで避難所運営ゲームHUGを用いた講座を実施し、地域推進員に呼びかけ講座に参加していただきました。	ふくつ男女共同参画協議会「繪りん」の活動に協力したり、地域推進員会議で出前講座の呼びかけを行ったりなど、地域に「男女がともに歩むまちづくり」の取り組みが推進されるように啓発の機会を確保していきます。	男女共同参画地域推進委員などを通じて、市の出前講座の利用を促したり、「繪りん」と連携・協力したりして、啓発の機会を確保していきます。
15	「男女共同参画地域推進員」との共働	地域における男女共同参画を積極的に推進するため、「男女共同参画地域推進員」の設置を継続し、委員を通じた各郷づくり推進協議会への出前講座を開催します。	男女共同参画推進室	男女共同参画地域推進員の会議の中で、市の出前講座の利用を促したり、「繪りん」と連携・協力したりして、啓発の機会を確保していきます。	8月の男女共同参画地域推進員会議で「クロスロードゲーム」を実施し、郷づくり推進協議会で出前講座実施を呼びかけました。	地域推進員会議で、出前講座の紹介などを行っているが、実施に繋がらない	男女共同参画地域推進員の会議の中で、市の出前講座の利用を促したり、「繪りん」と連携・協力したりして、啓発の機会を確保していきます。

(2) 地域活動・交流の促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
16	男性を対象にした講座の実施	男性を対象に、性別にとらわれない自分らしい生き方を見つけるための講座を実施し、地域活動への積極的参加を促進します。また、世代間交流にも取り組みます。	男女共同参画推進室	「ブレババ講座」を子育て世代包括支援課と連携して行います。終了後に会議を行い、その都度、実施したことについて見直しを行います。今後も取り組みを継続し、啓発していきます。	「ブレババ講座」を計6回実施し、実施し、男性の育児参画の必要性を伝えることができました。	今後も「ブレババ講座」を継続して実施し、男性の育児参画の必要性を伝え、ワーク・ライフ・バランスが進んでいくよう取り組んでいきます。アンケート調査	「ブレババ講座」を子育て世代包括支援課と連携して行います。終了後に会議を行い、その都度、実施したことについて見直しを行います。今後も取り組みを継続し、啓発していきます。
16	男性を対象にした講座の実施	男性を対象に、性別にとらわれない自分らしい生き方を見つけるための講座を実施し、地域活動への積極的参加を促進します。また、世代間交流にも取り組みます。	いきいき健康課	食による健康づくりの取り組みとして男性料理教室を2回開催。男性の食の自立を目指す。ふくとびあと福津市文化会館で行い、津屋崎地区の方も参加しやすいよう配慮。参加者のレベルや要望に合わせたメニュー作りを行う。新型コロナウイルス感染症拡大防止にあわせて募集人数を縮小するなど注意して実施するが、より多くの人に参加してもらえよう広報等で周知を行う。	・広報紙に加え、SNSでの周知で申し込む人が増えた。 ・参加者は、8/26(金)7人、2/22(水)12人とR3年度より増加(R3年度は実施1回・3人)。 ・ふくとびあ、福津市文化会館共に津屋崎、福岡両地区からの参加があった。(参加者比は津屋崎3:福岡7) ・料理初心者向けに使いやすい食材(切り身の魚等)を使用するなどの工夫をした。	参加者が少ない。	・男性料理教室のリピーターを増やす ・男性料理教室の新規参加者を増やす ・料理教室の案内をSNSで周知する

17	「ふくつ男女共同参画協議会（綸りん）」との共働	男女がともに歩むまちづくりに積極的に関わる意欲のある市民やグループ・団体が構成される「ふくつ男女共同参画協議会（綸りん）」と連携し、男女共同参画推進事業を行う際の共働体制づくりに努めます。	男女共同参画推進室	「綸りん」が取り組む「クロスロードゲーム」の運営を引き続き支援し、協力体制を構築して地域における「男女がともに歩むまちづくり」の浸透を行います。	防災等をテーマに、「クロスロード」の手法を使用した郷育カレッジ講座の開催に取り組みました。また、他市との交流会で「クロスロード」を行ったり、他市から「クロスロード」の講師の依頼があったりしました。参加者からの感想は、良かったです。	「綸りん」の会員さんは、自主的に講座内容を検討されており、特に課題・問題はありません。	「綸りん」が取り組む「クロスロードゲーム」の運営を引き続き支援し、協力体制を構築して地域における「男女がともに歩むまちづくり」の浸透を行います。
18	ボランティア活動支援の拡充	ボランティア活動支援システム（V-net）や市広報を活用し、活動意欲のある人たちが、さまざまな分野でまちづくり活動に関われる環境づくりを進めます。また、ボランティア団体の交流や情報発信の機会を充実させます。	まちづくり推進室	ボランティアセンター（7月から「未来共創センター」として開設予定）へのアピールとともにボランティア情報の収集・発信、活動紹介・仲介、各種相談・支援、普及・啓発、ネットワーク形成の強化を図ります。また、活動者の交流の機会を提供します。	7月にボランティアセンターを改組し、市未来共創センター「キッカケラボ」を開設。行政・NPO法人をはじめとした公民連携型で運営している。広報紙、市公式ホームページ・SNS、活性化イベントなどを用いて、施設の周知に努めている。登録団体の活動情報発信支援68件、登録団体間の交流会2回、ボランティア講座1回・市民活動講座1回を実施した。センター窓口での相談件数が181件、前年比で約5倍となっている。	1. スタッフのコーディネート力不足 コロナ禍におけるボランティア活動、市民活動が定着し、活動に関する相談件数も増加傾向にある。また相談内容も多岐にわたっており、職員のコーディネート力向上の必要性が高くなってきている。 2. ボランティア情報の収集力不足 ボランティアや市民活動の支援役を務めるために必要な市内外の関連情報を十分に集約できていない。 3. センターの認知不足 施設周知に努めているが、認知が不足している。	1. 市未来共創センターのコーディネート力向上 総合窓口を務める市職員と、専門的な相談役を務めるNPO法人（業務の一部受託）との連携を強化しながら、センター全体でのコーディネート力を強化します。 2. 情報収集力の強化 センターへ届く情報のみならず、積極的にセンター外に出向き、市内外の関連情報収集に努めます。 3. 継続的な施設情報発信 市の有するメディア、センターのホームページ・SNSを用いて、情報発信を継続します。

2 男女共同参画の視点に立った地域防災の促進【新】

（1）地域での防災体制の充実

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
19	地域での支え合い体制の整備	男女共同参画の視点で、自助、共助の大切さを理解し、地域内で助け合う環境づくりを進めます。	防災安全課	令和2年3年度に縮小していた全市一斉防災訓練を、通常の規模で実施します。今年度は、災害時に迅速な避難に向けて、訓練への参加を目指します。	今年度の全市一斉訓練は3年ぶりに地域での訓練を再開した。タオル掛け訓練参加8079世帯、避難場所への集合点呼訓練参加は7842人であった。新型コロナウイルスの流行が収まらない中でも各地域で密にならない方法を工夫して実施した。	新型コロナウイルス感染症感染拡大への不安の声は大きく、集合点呼訓練は、世帯1人や役員のみと縮小し実施する地域が多かった。	昨年度は、全市一斉防災訓練を3年ぶりに通常の規模で実施することができた。今年度は、より迅速な避難と参加人数の回復を目指します。
20	女性消防団の充実	防災教育や防火啓発などを中心に活動を行い、女性が地域防災の担い手として活躍できる防災組織の充実を図ります。	防災安全課	ここ2年、コロナ感染症感染拡大防止のため、活動の場が限られる中、女性消防班は定期的に会議や研修を実施してきました。今年度、消防訓練等の行事を通常どおり実施していくことで、女性消防班の活動の場を広げることを目指します。	今年度女性消防班は、イオンモール福津で開催された消防操法大会での受付やアナウンス等を担当した。また、徳島で開催された女性消防全国大会に参加し、各地の女性消防団員と交流し、情報交換を行った。	今後、新型コロナウイルス感染症が収束し、地域での啓発活動の機会が回復することを期待しています。	女性消防班はコロナ感染症感染拡大防止のため、活動の場がありませんでしたが、定期的に会議や研修で学んだことを、消防訓練等の機会を活かし、活躍の幅を広げることを目指します。

3 国際理解・交流の推進

（1）国際的視野を持った人材の育成

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
------	-----	-------	-----	-----------	-------	--------	-----------

21	国際規範・基準に関する学習機会の充実	男女共同参画市民講座において、女子差別撤廃条約をはじめとする国際規範・基準に関する学習機会や情報を提供し、国際的視野に立った人材育成を図ります。	男女共同参画推進室	郷育カレッジ講座や出前講座の中で、国際的に見た日本の男女共同参画や福津市の状況について取りあげ、参加者の気付きを促すような講座運営ができるように、継続していきます。	地域推進員会議や郷育カレッジ講座等で国際比較（GGI）に関する項目を取り上げ、参加者に伝えました。	ジェンダーギャップ指数（GGI）では特に政治分野・経済分野が低い状況であることがわかっています。講座以外にも広報紙等の活用が課題です。。	郷育カレッジ講座や出前講座の中で、国際的に見た日本の男女共同参画や福津市の状況について取りあげ、参加者の気付きを促すような講座運営ができるように、継続していきます。まずは、小中学校の先生で構成される平等教育委員会の中でジェンダーの働きかけを行っていきます。
22	女性海外研修事業の周知・参加促進	福岡県女性海外研修事業「女性研修の翼」の周知・情報提供を行い、市民の参加を促すことで、国際的視野を持つ女性リーダーの育成を図ります。	男女共同参画推進室	「女性研修の翼」事業はすでに終了していますので、海外研修事業の機会は現状としてありませんが、市内の「翼の会」のメンバーと協力しながら、男女共同参画の周知・啓発に引き続き、取り組みます。	福岡県「女性研修の翼」の事業が終了しましたので、現状として海外研修の機会がなくなっていますが、過去に同事業に参加されたみなさんが、「福津市翼の会」として年に一度、市長訪問を行っています。男女共同参画推進室では市長訪問に当たっての事前のアンケート調査に回答し、市長訪問の際のアンケート調査を基にした質疑に対応しています。	特になし。	「女性研修の翼」事業はすでに終了していますので、海外研修事業の機会は現状としてありませんが、市内の「翼の会」のメンバーと協力しながら、男女共同参画の周知・啓発に引き続き、取り組みます。

(2) 国際交流活動の支援

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
23	国際理解教育の推進	学校や地域で、ともに理解し、学習しあう国際理解教育のひとつとして、ALTをはじめ外国人の人たちとの交流の機会を設けます。	学校教育課	市内の児童生徒とALTとの活動等を通し、会話の機会を確保する等の工夫をしながら、生きた英語や異文化に触れさせることで国際感覚やコミュニケーション能力を養い、国際的視野を広げさせていきます。教育支援センターにもALTを派遣し、英語に触れ、学ぶ機会を設けます。また、各校年に1回ずつ市内のALTの全員配置日を設け、模擬海外体験を行うことにより、日ごろの授業の成果を確認します。	市内小中学校及び教育支援センターにもALTを配置したり、各校に全員配置日を設けたりすることで、日頃から子どもたちが英語でALTとコミュニケーションができる環境を整えています。また、韓国の小学生とのオンライン交流や、修学旅行先のハウステンボスでの英語活動、県主催の交際理解教育など、各学校で様々な取組を行うことで、初めて会う外国の方との交流も多く見られました。市主催のイングリッシュ・デイキャンプを、11月3日の文化の日を設定することで、フィリピンやイギリス、アメリカ等、各国の文化について学ぶことができ、大変好評でした。	ALTの配置には、市の予算の限度があり、学級数の増加に十分対応できていない部分もある。地域人材（市内在住外国人）や、教育事務所派遣ALTも活用しながら、より多くの外国人の方との交流機会を設定していきたい。	市内の児童生徒とALTとの活動等を通し、会話の機会を確保する等の工夫をしながら、生きた英語や異文化に触れさせることで国際感覚やコミュニケーション能力を養い、国際的視野を広げさせていきます。教育支援センターにもALTを派遣し、英語に触れ、学ぶ機会を設けます。また、各校年に1回ずつ市内のALTの全員配置日を設け、模擬海外体験を行うことにより、日ごろの授業の成果を確認します。さらに、市主催のイングリッシュキャンプを行い、より実践的な交流を行う場を設けます。
24	市内在住の外国人への支援	市内在住の外国人に対する日本語教室を支援するなど、外国人が安心して暮らせる環境づくりと市民との交流機会の提供に努めます。	まちづくり推進室	日本語教室をはじめ、国際交流を促す活動を実施している団体への、ボランティアセンター（7月から「未来共創センター」として開設予定）設備の提供、活動の参加希望者への情報提供を行います。庁内の関連部署と連携し、共働の取組を進めます。	市未来共創センター「キッカケラボ」の登録団体に対し、年間を通じて、会議室等の設備提供や、団体活動の情報発信及び情報提供を行った。令和4年度も前年同様、日本語教室実施団体が、市住みよいまちづくり推進企画活動補助事業の交付決定を受け、活動費の一部に対して、活動補助及び関係部署と連携した支援に取組んだ。	日本語教室実施団体に対し、センター登録団体として、市補助金の交付団体として、設備提供等の支援に取組んでいる。生徒のキャンセル待ちが多い状況にあるが、団体が継続的に活動を続けることを優先し、団体の無理のないスタイル・規模での取組み支援に努めている。	日本語教室をはじめ、国際交流を促す活動を実施している団体への、市未来共創センターからの支援を継続します。また、庁内の関連部署と連携し、共働の取組を進めます。

Ⅲ 仕事と家庭・地域生活が両立できる環境づくり

1 男女共同参画の視点に立った家庭生活支援の促進

(1) ワーク・ライフ・バランスの促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
25	ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と生活の両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供や啓発を行います。	男女共同参画推進室	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、広報紙等で取りあげたり、郷育カレッジ講座等で取りあげたりするなどして、引き続き広く市民へ周知を図ります。	プレパパ講座の中で育休取得やワーク・ライフ・バランスの話題を取り上げました。	市民への啓発活動だけでなく、事業所への働きかけも継続していきます。	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、広報紙等で取りあげたり、郷育カレッジ講座等で取りあげたりするなどして、引き続き広く市民へ周知を図ります。
26	男性を育児参加に促す機会の充実	ブックスタート事業やおはなし会などの機会を通して、家庭での読み聞かせの推進、男性の育児参加の促進を行います。	郷育推進課	男性も参加しやすい事業の形態にして、男性の育児参加を促す機会を増やします。	日曜おはなし会は、49回開催・延べ303名参加（大人100名（うち男性21名）子供203名）がありました。父の日には「パパのおひざでおはなし会」と題し、普段よりも大規模なおはなし会を行い、男性3名、女性4名の保護者の参加がありました。赤ちゃん向けの木曜おはなし会は、12回開催・延べ134名参加（大人65名（うち男性0名）子供69名）がありました。夏休み工作教室では、延べ25名参加（大人10名（うち男性6名）子ども15名）、おもちゃ作りワークショップでは延べ44名参加（大人17名（うち男性6名）子ども27名）がありました。	女性保護者の参加が多いので、男性保護者の参加の敷居が高く感じられている。	引き続き開催形態やPR方法を工夫し、男性が参加しやすい事業を増やします。
27	父親の子育てに関する学習会の開催	父親が子育てに関心を持つよう、学習会や講座を開催するなど、父親のための情報提供を充実します。	こども課	（大和） 園内で父親対象の子育て講座の実施します。支援センターでのパパ講座に男性保育士の派遣をする。懇談会等で父親と母親からの目線の子育て交流等行います。 （なかよし） 子育て支援センターでは、遊びの場のなかよしルームでおもちゃの環境を整え、父親が子どもと関わって十分に遊べるようにします。父親と子どもが参加する講座を実施し、子どもとわらべ歌遊びを楽しんだり、父親同士が交流できるようにします。	（なかよし） なかよしルームで年齢に応じたおもちゃを準備し、子どもが十分に遊べる環境を整えました。父と子や夫婦と子どもで来館し、一緒に遊ぶ姿が見られました。6月に0歳の子どもと父親を対象に「パパと一緒にびよびよタイム」を実施し、8組の参加がありました。7月に大和保育所の男性保育士を講師に招き、1歳の子どもと父親を対象に「男性保育士とパパびよびよタイム」を実施し、7組の参加がありました。	（大和） 来年度も実施予定。参加対象を広げたり、子どもの年齢で分けたり、父親の参加方法を考えていきたい。 （なかよし） 問題点は特にありませんが、父親がかかわる機会を増やすために、令和5年度は6月だけでなく12月にも0歳の子どもと父親を対象にした「パパと一緒にびよびよタイム」を行います。	（大和） 0・1・2歳児の父親を対象とした講演と触れ合い遊びを実施する。この事業は7年目となり、参加人数も年々増えている。父親同士の交流会となり好評を得ている。初めての子育ての父親の悩みを共有したり、触れ合い遊び等での父親の子育ての参考になっている。また、支援センターの男性保育士とパパの講座にも男性職員を保育所から出して好評なので、引き続き行いたい。 （なかよし） 今後もなかよしルームのおもちゃの環境を整え、父親が子どもと関わって十分に遊べるようにします。今年度は0歳と父親と子どもが参加する講座の回数を1回増やし、0歳を2回、1歳を1回実施します。子どもとわらべ歌遊びを楽しんだり、父親同士が交流できるようにします。

27	父親の子育てに関する学習会の開催	父親が子育てに関心を持つよう、学習会や講座を開催するなど、父親のための情報提供を充実します。	子育て世代包括支援課	プレママパパ講座は、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら開催する。父親も育児の知識を深め、関心がもてるように、母子手帳の発行時、父親にも参加してもらうよう伝える。	新型コロナウイルス感染症やその他の感染症対策を講じて年6回講座を実施した。母子手帳交付時、夫・パートナーと来所する方が増えてきている。個別交付で対応しているため、反応を見ながら夫・パートナーからも話を聞き出せるように関わり、2人に向けて出産・育児準備講座の情報提供、予約の流れまで説明した。	今年度の講座のアンケートから「夫婦で参加できる講座が希望」との声があがっていたため、プレママパパ講座に加えてハッピークッキング講座も夫婦で参加できるようにする。また、初産婦に限らず経産婦にも必要な健康支援の場となるため、対象を全妊婦とその夫・パートナーと改善して来年度は実施する予定。	プレママパパ講座は、各種感染症防止対策を講じて開催する。父親も育児の知識を深め関心がもてるように、情報提供だけでなく体験型（妊婦体験・赤ちゃんの抱っこ等）の内容を増やす。母子手帳の発行時や妊婦電話訪問を活用し、父親にも参加してもらうよう伝える。
28	介護に関する講座の実施	介護予防・家族介護教室、認知症介護教室等を開催し、介護技術の習得や介護に対する理解を深めるとともに、男性の参加を促進します。	高齢者サービスクラス	介護予防・家族介護教室、認知症介護教室等を開催し、一方の性に偏ることなく、男女ともに介護への理解が可能になるよう働きかけを行います。休日に、大型ショッピングモールにて認知症啓発活動・講座を開催することにより、老若男女関係なく、学びの場を設けます。情報コーナーに介護や認知症に関するリーフレットを設置することにより、認知症のことを「知ってもらう」きっかけをつくります。 また、市内の小中学校で認知症サポーター養成講座を定期的に継続し、今年度は、高校でも講座を行うことにより、認知症や介護に対する理解を広めていきます。	世界アルツハイマー月間に合わせ、市立図書館において交流会を開催しました。認知症の家族を介護している方、すでに介護を終えた方等が参加し、困っていることや工夫していることを語り合いました。「もっとたくさん話したかった」「経験者の話が聞けてよかった」と介護者の想いを共有する場の必要性が見える会となりました。また、広報媒体にLINEを活用したことで、認知症サポーター養成講座や家族介護教室への申込者数が増加し、家族介護教室においては大幅に計24名が参加。周知方法の多様化による効果が実感できました。	令和4年度も大型ショッピングモールにて認知症啓発のためのイベントを実施しましたが、会場となるホール以外での啓発活動において、認知症啓発のためのイベントであることが伝わりにくかった点が課題として見えました。また、イベントの参加についてはコロナ禍であることから事前予約制で実施しましたが、当日参加についても座席に余裕がある場合は受け付けることとしていました。しかし、講演を行う際には声がショッピングモール内に漏れることがないよう、会場であるホールを締め切るため、当日参加率は非常に低い結果となりました。以上から、実施にあたって多方面で工夫が必要と考えます。	介護予防・家族介護教室、認知症介護教室等を開催し、一方の性に偏ることなく、男女ともに介護への理解が可能になるよう働きかけを行います。休日に、大型ショッピングモールにて認知症啓発活動・講座を開催することにより、老若男女関係なく、学びの場を設けます。情報コーナーに介護や認知症に関するリーフレットを設置することにより、認知症のことを「知ってもらう」きっかけをつくります。 また、市内の小中学校で認知症サポーター養成講座を継続的に行い、高校でも認知症や介護に対する理解を広めていきます。相手のニーズに応じて講座内容を変更することによって、より一層、認知症の理解を深めるようにします。

(2) 多様な家庭生活に対応した子育て支援

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
29	子育て支援事業の充実	子育て支援センター機能の充実を図り、就学前児童及びその保護者等の遊びや交流の場を提供する子育て支援事業を積極的に推進します。また、ファミリー・サポート・センター事業の周知に努め、利用の促進を図ります。	こども課	(なかよし) 子育て支援センターでは、未就学児の遊びの場や保護者の交流・学びの場を提供する子育て支援事業を積極的に推進します。令和3年度からファミリー・サポート・センター事業の利用数が増え、さらに活動が活発になるように広報等で周知します。活動が円滑に始まるようおねがい会員の依頼内容や住所などを考慮し、活動前のアドバイザー・まかせて会員・おねがい会員の事前打ち合わせを行い、活動につなげていきます。	(なかよし) なかよしルームは人数制限を行っての利用でした。なかよしのスタッフが保護者の悩みを聞き、子育ての不安の軽減に努めました。「子育て支援センターがあって良かった」という利用者の声が聞かれました。育児講座、親子遊びの講座、知りタイム話タイム(トイレトレーニング)、びよびよタイム、ともだちタイム、あいあいタイム、ぼぽぽタイム(多胎児の事業)などの事業を開催しました。なかよしルームの利用や各種事業の参加をとおして保護者同士の交流する姿が見られました。今年度は初めて、3月に0歳・1歳の子どもと保護者を対象に出張子育てサロン「びよびよタイム」を宮司コミュニティセンターで開催し、6組の参加がありました。ファミリー・サポート・センター事業ではまかせて会員が7名増えました。まかせて会員が増えたことで子どもの預かりや送迎などの活動が盛んになりました。	(なかよし) 出張子育てサロン「びよびよタイム」は令和5年度は3回行い、回数を増やします。利用者から離乳食の質問が多いため、令和5年度の「知りタイム話タイム」では子育て世代包括支援課の栄養士を講師に招いて離乳食を2回、子育て支援センターの職員がトイレトレーニングを2回と内容の見直しを行います。ファミリー・サポート・センター事業では送迎の依頼が増えています。子どもの年齢によってはチャイルドシートが必要なため、依頼できるまかせて会員さんが限られています。	(なかよし) 子育て支援センターでは、今後も未就学児の遊びの場や保護者の交流・学びの場を提供し、子育て支援事業を積極的に推進します。ファミリー・サポート・センター事業は広報・ポスター等で周知します。今年度もおねがい会員の希望者には随時、講習会を実施します。その後、ファミリー・サポート・センターのアドバイザー、まかせて会員、おねがい会員の三者で事前打ち合わせを行い、すぐに活動につながるよう取り組んでいきます。

30	のびのび発達支援センター事業の充実	子どもの「そだち」についての個別相談や、専門医療機関との連絡・調整、発達支援に関する事業、保護者学習会・交流会などを実施し、発達支援が必要な子どもの成長を促し、保護者の不安の解消を図ります。	こども課	(のびのび) 個別相談を通じて子どもの発達を促し、保護者に対して適切なアドバイスを提供していきます。また、子どもの発達に応じて、集団療育や関係機関へつなぎ、連携することでより良い支援を行っていきます。 市内の幼稚園、保育園職員対象の学習会の実施、学童保育所への訪問を行い、発達支援についての啓発活動を行います。各担当課、関係機関との連携を密にし、子どもの成長とその家族を支援していきます。	(のびのび) 各保育園・幼稚園・小中学校との連携を取りながら子供たちや保護者の困りを取り除いていけるよう、適切なアドバイスを提供したり、支援を行ってきました。また、発達に問題のある子については、各医療機関につなぎ、児童発達支援施設等につないでいきました。 また、市役所内の各課とも連携を密にし、情報を共有するとともに子供の成長とその家族を支援することが出来ました。 今年度途中からではありませんが、言語聴覚士が入って言語訓練等ができるようになり、成果が出ました。	(のびのび) 大きな問題点はありませんが、不登校の児童に関して、児童に問題があるのでは？との学校の判断で、保護者が納得のいかないまま、当センターに相談をしてこられることがあり、学校に対して不信感を持たれている案件がいくつかありました。園や学校と保護者の信頼関係づくりの大切さを特に感じました。	(のびのび) ・個別相談を通じて子どもの発達を促し、保護者に対して適切な対応の仕方などをアドバイスしていきます。 ・子どもの発達に応じた集団保育を行ったり、療育機関へつなぎ連携することで、よりよい支援を行っていきます。 ・市内の幼稚園保育園職員対象の学習会の実施（年3回）や保護者向けの研修会などを行い、発達についての理解や支援の大切さなどをお話しています。 ・市内の幼稚園、保育園、小学校、学童などに2回の訪問を通して子どもたちの様子を把握したり、支援の方法などを共有しています。 ・各担当課、関係機関との連携を密にし、子どもの成長とその家族を支援していきます。
31	親子を対象とした健康相談・訪問の充実	乳幼児とその保護者を対象に、各種健診の機会を活用し、発達・発育、栄養などについて相談を行います。また、生後4か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を保健師・助産師が訪問し、乳幼児の発育発達の状態や母親の健康状態について観察するとともに、育児に関する不安や悩みの解消を図ります。	子育て世代包括支援課	赤ちゃん訪問（乳児全戸訪問）は目標100%の実施を目指す。乳幼児健診未受診者については福岡ルールに基づいて全件把握（未受診理由の把握、児の安否確認）する。電話・訪問・文書により受診勧奨を行う。また、児の安否確認がとれないケースや養育環境が心配なケースについては、こども課や保育園・幼稚園、児童相談所等の関係機関と連携を図る。リスクのある家庭については、関係機関で定期的な事例検討、情報共有、随時の計画見直しを行いながら、継続的なフォローを実施していく。母親の支援、育児相談に関しては、随時個別相談や健診フォローを行い、地区担当保健師が主となり継続支援していく。	伴走型相談支援事業が開始され、母子手帳交付時や転入手続き時に相談支援として子育てアプリや相談窓口の紹介を行った。赤ちゃん訪問（乳児全戸訪問）は連絡のとれないケースは自宅訪問を行い、その場で赤ちゃん訪問の予約を入れるなど取り組みを行うことで赤ちゃん訪問を実施することができた。養育環境が心配なケースについては妊娠時より関わり、関係を築くことで関係機関とともに継続的な支援を行うことができた。	引き続き会えない人へのアプローチ、妊娠期からの継続的な支援を行う。また支援につながらないケースについては関係機関と連携しながら見守りを行って行く。	赤ちゃん訪問（乳児全戸訪問）は目標100%の実施を目指す。乳幼児健診未受診者については福岡ルールに基づいて全件把握（未受診理由の把握、児の安否確認）し、電話・訪問・文書により受診勧奨を行う。児の安否確認がとれないケースや養育環境が心配なケースについては、こども課や保育園・幼稚園、児童相談所等の関係機関と連携を図る。リスクのある家庭については、関係機関で定期的な事例検討、情報共有、随時の計画見直しを行いながら、継続的なフォローを実施していく。母親の支援、育児相談に関しては、随時個別相談や健診でフォローを行い、地区担当保健師が主となり継続支援していく。
32	託児サービスの充実	子育て世代が社会活動等に参加しやすい環境づくりを進めるため、市主催の講座や研修、シンポジウムなどの事業に、託児サービスを行います。また、地域の行事等にも託児制度が導入されるよう働きかけます。	男女共同参画推進室	男女共同参画推進室が運営する事業での託児の対応について、積極的に行います。また、他の部署が行う事業についても、託児対応を可能な限り行うように働きかけます。	男女共同参画推進室が行う事業（講演会、講座、女性のための無料法律相談、労働相談会）には、託児対応を明記しました。	特になし。	男女共同参画推進室が運営する事業での託児の対応について、積極的に行います。また、他の部署が行う事業についても、託児対応を可能な限り行うように働きかけます。
33	ひとり親家庭の就業支援の実施	ひとり親家庭の父親、母親の就業を促進し自立を支援するため、就業に結びつく可能性の高い資格取得に取り組む父親、母親に対し、受講料の一部助成や一定期間の生活費などを支給します。	こども課	(家児相) 就労に有利となる資格が取得できるように給付金を支給し、生活の支援を行います。掲示物や配布物を窓口に設置し啓発します。ハローワーク等関係機関と連携し、安定した就労へつなげるように支援を行います。	(家児相) 今年度は8名が高等職業訓練促進給付金を受給しましたが、うち2名が就職のため途中で停止となっています。残り6名のうち1名が修了支援給付金を受給される予定でしたが、卒業が延期となっています。ハローワークと連携した巡回相談は3名の申込があり、相談・就労へとつながっています。	(家児相) 特になし。	(家児相) 就労に有利となる資格が取得できるように給付金を支給し、生活の支援を行います。掲示物や配布物を窓口に設置し啓発します。ハローワーク等関係機関と連携し、安定した就労へつなげるように支援を行います。

34	保育環境の拡充	延長保育・一時保育・障がい児保育等、多様な保育を実施します。また、地域との連携を図るための子育て支援事業に取り組みます。	こども課	<p>(保育所) 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育事業、一時預かり事業、障がい児保育事業、医療的ケア児保育事業を行う保育所を支援します。</p> <p>(学童) 関係機関との連携を密に行い、一人一人の児童や家庭に応じた子育て支援を行います。学校と学童保育所の連絡会で情報交換を行い、支援のあり方について共通理解を図ります。</p>	<p>(保育所) 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育事業を保育所12か所、認定こども園2か所、事業所内保育施設1か所、小規模保育施設8か所で実施しました。また、一時預かり事業については、保育所3か所、小規模保育施設2か所で実施しました。障がい児保育事業は保育所6か所、認定こども園1か所で実施しました。医療的ケア児保育事業は、大和保育所で実施しました。</p> <p>(学童) 小学校、学童保育所、双方の観点から、児童の健全な育成のために必要な支援のあり方についての共通理解を得るため、小学校・学童保育所連絡会を実施しました。会議では、特に支援が必要な子ども達の情報についての共有の方法、問題点などを話し合い、連携体制の改善を行いました。</p>	<p>(保育所) 保育士の不足等により安定した事業の実施が困難な事業所もありました。医療的ケア児保育は、公立1園のみのため、受け入れ可能な施設を増やせるかが課題となっています。</p> <p>(学童) 学童保育で預かる児童の一人一人の健全な育成のため、小学校と学童保育所の間で、必要な情報交換や協力を行えるよう、今後も連携しながら体制を改善していく必要がある。</p>	<p>(保育所) 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育事業、一時預かり事業、障がい児保育事業、医療的ケア児保育事業を行う保育所を支援します。</p> <p>(学童) 関係機関との連携を密に行い、一人一人の児童や家庭に応じた子育て支援を行います。学校と学童保育所の連絡会で情報交換を行い、支援のあり方について共通理解を図ります。</p>
----	---------	--------------------------------------------------------------	------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 働きやすい環境づくりの促進

(1) 女性が活躍できる環境整備の促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
35	市内事業者への啓発促進	仕事と家庭等が両立できる職場づくりを推進するために、商工会を通じて「男女がともに歩むまちづくり基本条例」や次世代育成対策推進法等の周知を図るとともに、出前講座などを実施します。	男女共同参画推進室	市商工会を通じて、事業者向けに、市の「男女がともに歩むまちづくり」の情報提供を行います。また、市が実施する講座等を案内し、参加に繋がるよう努めます。	労働相談窓口の利用についてチラシや広報紙を活用して、周知を行いました。園長会や校長会でも配布し、掲示を依頼しました。労働者だけでなく、雇用主についても利用できることを周知しました。	ワーク・ライフ・バランスの取り組みは、中小企業等小規模業者にとっては、実現が難しい取り組みかもしれませんが、引き続き周知・啓発を行ってまいります。	市商工会を通じて、事業者向けに、市の「男女がともに歩むまちづくり」の情報提供を行います。また、市が実施する講座等を案内し、参加に繋がるよう努めます。
35	市内事業者への啓発促進	仕事と家庭等が両立できる職場づくりを推進するために、商工会を通じて「男女がともに歩むまちづくり基本条例」や次世代育成対策推進法等の周知を図るとともに、出前講座などを実施します。	地域振興課	商工会を通じて、コロナの影響下において浮き彫りになった人権問題や、社会的差別等の課題を注視して、ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて各事業所への推奨を図ります。	今年度も市内事業者の多くが新型コロナウイルス感染症の影響で経営に打撃を受け、商工会においても市内事業者に対する個別支援に追われ、推奨を勧められる状況ではなかった。	新型コロナウイルス感染症の影響を見ながら、新しい生活様式、働き方とともに事業者の規模に合わせた取り組みや定期的な広報の中で啓発することなどが必要。	商工会を通じて、コロナの影響下において浮き彫りになった人権問題や、社会的差別等の課題を注視して、ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて各事業所への推奨を図ります。
36	育児・介護休業制度等の周知と制度利用促進	男女がともに仕事と育児・家庭を両立できるよう、広報誌を活用して育児・介護休業法を広く市民に周知します。また、商工会と連携のもと、事業者への情報提供を行います。	男女共同参画推進室	育児休業の制度の周知を図るため、「プレパパ講座」の機会などを生かして、若年層の男性に伝えていきます。また、市商工会を通じて、事業者への周知も検討します。	「プレパパ講座」の際に、育児休業制度のことに触れ、周知を行い、男性の家事・育児への積極的参画を促しました。また、広報紙に男性の家事・育児参画や育休取得をすすめる記事を掲載しました。	福津市内への若年世帯の転入に伴い、若い子育て世代も増えています。男性の家事・育児への積極的な参画が進んで行くように、今後も啓発・普及を進めていきます。	育児休業の制度の周知を図るため、「プレパパ講座」の機会などを生かして、若年層の男性に伝えていきます。また、市商工会を通じて、事業者への周知も検討します。

36	育児・介護休業制度等の周知と制度利用促進	男女がともに仕事と育児・家庭を両立できるよう、広報誌を活用して育児・介護休業法を広く市民に周知します。また、商工会と連携のもと、事業者への情報提供を行います。	地域振興課	商工会を通じて、市内事業者へ状況に応じた効果的な関連情報を発信し、周知を図ります。	今年も市内事業者の多くが新型コロナウイルス感染症の影響で経営に打撃を受けているため、市内事業者に対して推奨を勧められる状況ではなかった。	新型コロナウイルス感染症の影響を見ながら、新しい生活様式、働き方とともに事業者の規模に合わせた取り組みや関連する最新情報を広報の中で啓発することなどが必要。	商工会を通じて、市内事業者へ状況に応じた効果的な関連情報を発信し、周知を図ります。
37	再就職・起業支援講座の実施	福岡県労働者支援事務所や21世紀職業財団等との共催で、女性が再就職するための基礎知識・技術を学ぶ講座を実施します。	男女共同参画推進室	県が主催する「子育て女性のための就職支援セミナー」などの事業に協力し、再就職支援を行うようにします。	県が主催する「子育て女性のための就職支援セミナー」などの事業の広報等のチラシを設置するなど周知を行いました。	特になし。	県が主催する「子育て女性のための就職支援セミナー」などの事業に協力し、再就職支援を行うようにします。
38	労働相談や情報提供の充実	女性が働き続けるため、広報や市役所情報コーナーを効果的に活用し、労働に関する基礎知識、各種資格取得、技能習得、労働相談などについての情報提供を充実します。	男女共同参画推進室	福岡県労働者支援事務所との共同で、「労働相談会」を実施します。また、電話や窓口相談等で労働問題に関わる相談の際は、県労働者支援事務所と連携しながら対応していきます。また定員枠に入れなかった市民には、予約なしで電話相談が出来る、厚生労働省の福岡労働局の連絡先も紹介します。	広報紙で年4回、県の出張労働相談会の案内をし、実施しました。働き方、賃金未払いの2件の相談がありました。電話による労働相談については、福岡県労働者支援事務所を紹介しました。関連情報のチラシについては窓口等に設置しました。	労働問題で悩んでいる方の支援が行き届くよう、県労働者支援事務所と連携して対応していきます。	福岡県労働者支援事務所との共同で、「労働相談会」を実施します。また、電話や窓口相談等で労働問題に関わる相談の際は、県労働者支援事務所と連携しながら対応していきます。また定員枠に入れなかった市民には、予約なしで電話相談が出来る、厚生労働省の福岡労働局の連絡先も紹介します。

(2) 自営業における男女共同参画の促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
39	商工業・農業・漁業従事者研修の実施	商工会・農業改良普及センター、農協、漁協と連携し、団体における女性役員登用の促進や男女共同参画意識の普及に向けた研修、出前講座などを開催します。	男女共同参画推進室	「人材育成セミナー」や出前講座等を通じて、女性の経済的自立や役員等への積極的な登用につながるような内容の講座を企画していきます。	今年度は商工業・農業・漁業従事者向けの講座が実施できませんでした。	地域や職場などにかせる実践的な知識やスキルの学びの機会となるような企画を実施することが課題です。	「人材育成セミナー」や出前講座等を通じて、女性の経済的自立や役員等への積極的な登用につながるような内容の講座を企画していきます。
39	商工業・農業・漁業従事者研修の実施	商工会・農業改良普及センター、農協、漁協と連携し、団体における女性役員登用の促進や男女共同参画意識の普及に向けた研修、出前講座などを開催します。	地域振興課	(商工業) 男女共同参画の意識普及のため研修会を実施すると共にリーフレットの配布で情報提供するよう、各団体に勧めます。	今年度も研修会を行うことができず、個別相談の中で男女共同参画意識の普及に努めた。	広く普及を行うという点では研修会等でリーフレットを配布することが有効であるが、開催できない場合でも広報の中で啓発を行うなどが必要。	(商工業) 男女共同参画の意識普及のため、リーフレットの配布やポスターの掲示等で情報提供するよう、各団体に勧めます。
39	商工業・農業・漁業従事者研修の実施	商工会・農業改良普及センター、農協、漁協と連携し、団体における女性役員登用の促進や男女共同参画意識の普及に向けた研修、出前講座などを開催します。	農林水産課	男女共同参画の意識普及のため研修会を実施するよう、各団体に勧めます。	商工会・農業改良普及センター、農協、漁協と連携し、団体における女性役員登用の促進や男女共同参画意識の普及に向けた研修、出前講座などを開設した。	特になし	男女共同参画の意識普及のため研修会を実施するよう、各団体に勧めます

40	リーダーとなる女性農業者の育成	農業における女性指導者を育成するとともに、農業委員会など方針決定の場への女性の参画を促進します。また、市の講座やセミナーへの女性農業者の参加を促します。	男女共同参画推進室	「人材育成セミナー」などの講座を、女性農業者にも農業担当部署を通じ、積極的に参加を呼びかけます。実施にあたっては、農業に従事する女性に向けた効果的な取り組みになるように配慮します。	男女共同参画審議会委員に農業に関わる男性になっていただいております。農業者の視点から、農業女性に向けた働きかけについて、ご意見をいただくことができました。	農業女性に対して、積極的に講座等の周知を行いながら、実情等を伺う機会を作っていきたいと考えています。	「人材育成セミナー」などの講座を、女性農業者にも農業担当部署を通じ、積極的に参加を呼びかけます。実施にあたっては、農業に従事する女性に向けた効果的な取り組みになるように配慮します。
40	リーダーとなる女性農業者の育成	農業における女性指導者を育成するとともに、農業委員会など方針決定の場への女性の参画を促進します。また、市の講座やセミナーへの女性農業者の参加を促します。	農林水産課	男女共同参画の意識普及のため研修会を実施するよう、各団体に勧めます。	認定農業者協議会を通じて制度の理解を深めるとともに、補助制度利用者には積極的に「家族経営協定」の締結の促進を図った。	特になし	男女共同参画の意識普及のため研修会を実施するよう、各団体に勧めます。
40	リーダーとなる女性農業者の育成	農業における女性指導者を育成するとともに、農業委員会など方針決定の場への女性の参画を促進します。また、市の講座やセミナーへの女性農業者の参加を促します。	農業委員会事務局	福岡県女性農業委員対象の研修会や女性対象の研修会への参加を積極的に促します。	女性農業者委員対象の研修会の案内あり、本年は10月12日開催の女性農業委員研修会へ2名出席した。	研修会の開催場所（遠方）によっては、出席できないことがある。	福岡県女性農業委員対象の研修会や女性対象の研修会への参加を積極的に促します。
41	生産技術や経営能力向上支援	自営業の女性がその貢献に見合う評価を受け、対等なパートナーとして方針決定や経営に参画していくことができるよう、商工会を通じた広報・啓発活動に取り組みます。	地域振興課	商工会を通じて、市内事業所への関連情報の周知・啓発を図ります。	今年度も市内事業者の多くが新型コロナウイルス感染症の影響で経営に打撃を受け、商工会においても市内事業者に対する個別支援に追われ、推奨を勧められる状況ではなかった。	新型コロナウイルス感染症の影響を見ながら、新しい生活様式、働き方とともに事業者の規模に合わせた取り組みや関連する最新情報を広報の中で啓発することなどが必要。	商工会を通じて、市内事業所への関連情報の周知・啓発を図ります。
42	家族経営協定の普及促進	認定農業者協議会を通じて制度の理解を深めるとともに、補助制度利用者には積極的に「家族経営協定」の締結の促進を図ります。	農林水産課	認定農業者協議会を通じて制度の理解を深めるとともに、「家族経営協定」の締結の促進を図ります。	認定農業者協議会を通じて制度の理解を深めるとともに、補助制度利用者には積極的に「家族経営協定」の締結の促進を図った。	特になし	認定農業者協議会を通じて制度の理解を深めるとともに、「家族経営協定」の締結の促進を図ります。

(3) 労働条件や労働環境の整備促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
43	男女共同参画推進状況報告書の受付及び公表	男女がともに歩むまちづくり基本条例第6条第3項に基づく、男女共同参画推進状況報告書については、工事請負などの業者登録時に提出を求め、その提出状況はホームページ等で公表します。今後は、報告結果の有効活用を検討します。	男女共同参画推進室	業者から提出された申請の回答内容の集計や分析により、特徴的な取り組みを行っている事業者があった場合は、周知を行います。	指名競争入札参加資格審査申請が行われたので、申請書類と一緒に男女共同参画推進状況報告書の提出を求めました。	労働と男女共同参画が関係する法制度の新設や改正があった際は、随時対応することができるように、情報収集を行います。今後は、報告結果の有効活用を検討していきます。	業者から提出された申請の回答内容の集計や分析により、特徴的な取り組みを行っている事業者があった場合は、周知を行います。

43	男女共同参画推進状況報告書の受付及び公表	男女がともに歩むまちづくり基本条例第6条第3項に基づく、男女共同参画推進状況報告書については、工事請負などの業者登録時に提出を求め、その提出状況はホームページ等で公表します。今後は、報告結果の有効活用を検討します。	契約管財課	令和4年度は、業者登録における受付を行うので、前年度に引き続き、「男女共同参画推進状況報告書」の提出を求め	適正に行われるよう依頼しました。	特になし。	令和5年度は、業者登録における追加受付を行うので、前年度に引き続き、「男女共同参画推進状況報告書」の提出を求める。提出された報告書については、男女共同参画推進室で活用する。
44	指定管理者への啓発促進	指定管理者の指定を申請する際に提出する事業計画において、男女共同参画推進に関する団体としての理念を明記するよう求めます。また、指定管理者選定時に、男女共同参画推進の理解度を審査基準に設けます。	男女共同参画推進室	該当する入札が行われる際は、担当課に働きかけを行います。	担当課には適切に行われるように依頼を行いました。	特になし。	該当する入札が行われる際は、担当課に働きかけを行います。
44	指定管理者への啓発促進	指定管理者の指定を申請する際に提出する事業計画において、男女共同参画推進に関する団体としての理念を明記するよう求めます。また、指定管理者選定時に、男女共同参画推進の理解度を審査基準に設けます。	契約管財課	審査基準への男女共同参画の視点を反映させることと、現場での指導・調査は引き続き目標に掲げる他、「就業・家庭・市民活動参画を両立させるための環境整備に努めているか」についての審査基準を設ける。	指定管理者の審査基準に男女共同参画推進の視点を設けることにより、申請団体の事業計画にも男女共同参画の考え方や女性の雇用促進などが期待されます。	特になし。	審査基準への男女共同参画の視点を反映させることと、現場での指導・調査は引き続き目標に掲げる他、「就業・家庭・市民活動参画を両立させるための環境整備に努めているか」についての審査基準を設ける。
45	事業者等の社会貢献評価制度の調査・研究	事業者等における育児・介護休業制度の利用が進むように、男女共同参画の視点からも、事業者等が社会的責任を果たせるようにする手法やそれを評価・公表する方法について調査・研究します。	男女共同参画推進室	事業所における取り組みを進めることを目的とした評価・公表制度につき、調査・研究を行います。	指名競争入札参加資格審査申請が行われたので、申請書類と一緒に男女共同参画推進状況報告書の提出を求めました。その報告書から、福岡県「子育て応援宣言」や「介護応援宣言」をしている事業所を確認することができました。	小規模事業所、中小事業所の中には育児休業制度の規定はあっても、該当する従業員がいないなど、制度の利用ができない事業所もあるように思われます。	事業所における取り組みを進めることを目的とした評価・公表制度につき、調査・研究を行います。
45	事業者等の社会貢献評価制度の調査・研究	事業者等における育児・介護休業制度の利用が進むように、男女共同参画の視点からも、事業者等が社会的責任を果たせるようにする手法やそれを評価・公表する方法について調査・研究します。	契約管財課	・総合評価方式による入札時、「子育て応援宣言」に登録している業者に対して他自治体より多く加点している。今後も取り組み状況を考慮した加点を継続する。 ・業者登録の際、「子育て応援宣言」に登録している業者に対し、総合値を加点する。（格付を設けている工事が対象）	業者登録の際、子育て応援宣言に登録している業者に対し、総合値を加点する（格付を設けている工事が対象）。	ほとんどの入札参加者が登録していたため、登録そのものがアドバンテージになることがほとんど無かった。	・総合評価方式による入札時、「子育て応援宣言」に登録している業者に対して加点している。今後も取り組み状況を考慮した加点を継続する。 ・業者登録の際、「子育て応援宣言」に登録している業者に対し、総合値を加点する。（格付を設けている工事が対象）
46	男女の雇用平等に向けた啓発、情報の提供	男女雇用機会均等法、労働基準法など法制度の周知を含めた労働関連情報を市民や市内事業所に提供し、働きやすい労働環境の整備を促進します。今後は、商工会を通じた出前講座の実施を検討します。	男女共同参画推進室	福岡県労働者支援事務所との共同で、「労働相談会」を実施します。広報紙やチラシを活用し、必要な情報が届くように分かりやすい周知を継続して行います。	広報紙で年4回、県の出張労働相談会の案内をし、実施しました。働き方、賃金未払いの2件の相談がありました。電話による労働相談については、福岡県労働者支援事務所を紹介しました。関連情報のチラシについては窓口等に設置しました。	労働問題で悩んでいる方の支援が行き届くよう、県労働者支援事務所と連携を強化して対応していきます。	福岡県労働者支援事務所との共同で、「労働相談会」を実施します。広報紙やチラシを活用し、必要な情報が届くように分かりやすい周知を継続して行います。
46	男女の雇用平等に向けた啓発、情報の提供	男女雇用機会均等法、労働基準法など法制度の周知を含めた労働関連情報を市民や市内事業所に提供し、働きやすい労働環境の整備を促進します。今後は、商工会を通じた出前講座の実施を検討します。	地域振興課	関連する情報を商工会を通じて提供し、法制度等の周知を図ります。	今年度も市内事業者の多くが新型コロナウイルス感染症の影響で経営に打撃を受け、商工会においても市内事業者に対する個別支援に追われ、推奨を勧められる状況ではなかった。	新型コロナウイルス感染症の影響を見ながら、新しい生活様式、働き方とともに事業者の規模に合わせた取り組みや関連する最新情報を広報の中で啓発することなどが必要。	関連する情報を商工会を通じて提供し、法制度等の周知を図ります。

47	女性労働者の母性保護・健康管理の啓発	母子健康管理指導事項連絡カードの普及などを通じ、母性機能の保護の必要性についての認識を広く浸透させる啓発を行います。今後は、商工会を通じ事業者への情報提供を行います。	男女共同参画推進室	福岡県労働者支援事務所との共同で、「労働相談会」を実施します。また、マタニティハラスメント等の問題を、広報紙や出前講座等で取り上げ、周知・啓発を図ります。	福岡県労働者支援事務所が主催する出張労働相談会を実施しました。	労働問題で悩んでいる方の支援が行き届くよう、県労働者支援事務所と連携を強化して対応していきます。	福岡県労働者支援事務所との共同で、「労働相談会」を実施します。また、マタニティハラスメント等の問題を、広報紙や出前講座等で取り上げ、周知・啓発を図ります。
47	女性労働者の母性保護・健康管理の啓発	母子健康管理指導事項連絡カードの普及などを通じ、母性機能の保護の必要性についての認識を広く浸透させる啓発を行います。今後は、商工会を通じ事業者への情報提供を行います。	子育て世代包括支援課	母子手帳交付時に妊娠中の生活や健康管理について個別指導を行う。また、母子手帳に掲載されている「母子健康管理指導事項連絡カード」を紹介し、利用を促す。併せて必要に応じて妊婦や産婦を対象に電話相談や家庭訪問等で支援を行う。	母子手帳交付時、妊娠中の生活や健康管理について個別性に合わせた指導を継続して行った。母子手帳に掲載されている「母子健康管理指導事項連絡カード」を紹介し、働く妊婦に負担がかからないよう必要時には利用するよう説明した。また、継続した支援が必要な場合には電話相談や家庭訪問等で支援を行った。	職場環境により「母子健康管理指導事項連絡カード」を受け付けてもらえない職場もあるのが現状で、悩みを抱えている妊婦は存在する。その場合は、労働局を相談窓口として紹介している。	母子手帳交付時に妊娠中の生活や健康管理について個別指導を行う。働く妊婦に対しては母子手帳に掲載されている「母子健康管理指導事項連絡カード」を紹介し、必要時医師に相談し利用するよう促す。また、母子手帳交付時のみに限らず妊婦電話相談や家庭訪問等で支援を行う。
48	ハラスメントのない職場環境づくりの啓発	市内企業・事業主に対し、あらゆるハラスメントのない職場環境づくりを啓発します。また、就業者のためには、相談窓口の紹介など情報の提供を行います。	男女共同参画推進室	福岡県労働者支援事務所との共同で、「労働相談会」を実施します。また、マタニティハラスメント等の問題を、広報紙や出前講座等で取り上げ、周知・啓発を図ります。	広報紙で年間4回、県の労働相談会の案内をし、実施しました。電話による労働相談については、福岡県労働者支援事務所に繋ぎました。関連情報のチラシについては窓口等に設置しました。	労働問題で悩んでいる方の支援が行き届くよう、県労働者支援事務所と連携して対応していきます。	福岡県労働者支援事務所との共同で、「労働相談会」を実施します。また、窓口相談等で、労働問題に関わる相談の際は、県労働者支援事務所と連携しながら対応していきます。
48	ハラスメントのない職場環境づくりの啓発	市内企業・事業主に対し、あらゆるハラスメントのない職場環境づくりを啓発します。また、就業者のためには、相談窓口の紹介など情報の提供を行います。	地域振興課	商工会を通じて、市内事業所に雇用に関する情報を発信し、現場の状況を今一度見直すきっかけとして周知を図ります。	市で経営相談窓口を開設し、経営環境改善のきっかけの場を設け、広報やチラシで広く周知した。	ウィズコロナでの新しい生活様式、働き方とともに事業者における労使関係にも注視し、地域経済の活性化につながるよう啓発を行うなどが必要。	商工会を通じて、市内事業所に雇用に関する情報を発信し、現場の状況を今一度見直すきっかけとして周知を図ります。

IV 生涯にわたり男女が健康に暮らせる環境づくり

1 生涯を通じた健康づくりの推進

(1) 心身の健康づくり支援の充実

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
49	生涯を通じた健康の保持増進対策の推進	「健康ふくつ21計画」を推進し、市民自らが行う健康的な食生活習慣の確立や適切な運動習慣の普及などによる、生涯を通じた健康づくりや体力づくりを支援します。	いきいき健康課	<p>特定健診(データヘルス計画より目標46.0%)・各種がん検診等及び特定保健指導(データヘルス計画より目標72.5%)の実施。食進会と連携し、健康的な食生活習慣の確立を支援する。健康ポイント事業、ふくとびあ健康増進室利用の推進を通じた日常的な運動、体力づくりを積極的に支援する。</p> <p>※特定健診・保健指導の受診・指導率は前年度目標値を上回っているが、この指標の設定を行っているデータヘルス計画が3年ごとの見直しとなるため、毎年確定値を受けての目標値の設定はできない状況である。見直し時は確定値を参考に目標設定していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診(見込)者数4,000人 ・特定保健指導実施(見込)者数350人 ・健康的な食生活習慣確立支援のため、市内ショッピングセンターに適塩コーナー設置1か所 ・健康増進室利用者数23,504人(延べ) 	<p>特定健診受診率はデータヘルス計画で目標としている46%には程遠く、受診環境の整備や健診の周知方法を検討していく必要がある。食環境の整備においては、市内のスーパーとの連携を徐々に増やしていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診率の向上 ・特定保健指導実施率の維持、向上 ・市内店舗等での食環境の整備継続
50	心の健康づくり事業の充実	心の健康を保つとともに、心の病気への適切な対応を行うため、臨床心理士等による心の健康相談を行います。	いきいき健康課	<p>こころの健康相談を毎月(12回/年)開催し、相談が自ら心身の健康問題を解決できるよう支援していく。(令和4年度健康増進事業実施計画より相談予定者数24名)月の予約可能数が最大3件のため、上限を超える場合には翌月の相談日を案内するか、他関係機関の相談窓口を紹介する。また、他関係機関を紹介する場合は、複数箇所を紹介するなど、利用者が相談しやすいように情報提供する。こころの健康相談の周知は、毎月の広報掲載について、掲載場所を7月より従来の掲載箇所に変更予定。(カレンダー裏から情報広場へ)また、窓口等で案内する際にチラシ配布を実施、市HPの該当ページを改修し、周知方法の見直しを行う。</p>	<p>開催日程について、毎月の広報誌掲載や健康ガイド、市HP等により周知を行った。相談は5回開催し(相談者8名)、心身や人間関係のことなど精神保健福祉士が個々の相談に応じた。周知方法については、令和4年7月から従来の掲載場所(カレンダー裏から広報誌内の情報広場コーナー)に戻したことにより予約者数が増加した(令和4年7月までの予約者数0名、7月以降の予約者数7名)。また、市HP内の該当ページについてもみやすく改善を行った。</p>	<p>相談者数は、令和3年度と比較すると増加しているが、それ以前と比較すると少ない。 ※R1:13名 R2:12名 R3:4名、R4:8名 単に増加することが成果ではないと考えるが、多くの市民が「こころの健康相談」の存在を知り、必要とする人が気軽に活用できるよう継続して周知していくことが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談機会の継続的な確保と周知
51	薬物乱用防止に向けた啓発の推進	薬物や喫煙、飲酒による健康被害への認識についての正しい理解を徹底するための教育や啓発を関係機関と連携し推進します。	子育て世代包括支援課	<p>母子手帳発行時に個人指導において喫煙や飲酒が及ぼす健康被害について説明する。また、乳幼児健診では、保健師の個別相談の際に、喫煙に関するアンケート項目を確認し、喫煙や受動喫煙の影響について、説明し、正しい理解を促す。</p>	<p>母子手帳交付時の妊婦アンケートの項目に「飲酒の有無」「喫煙の有無」があり、飲酒・喫煙が及ぼす影響や健康被害について説明した。</p>	<p>禁酒・禁煙までできない妊婦、夫やパートナーは一定数いる。またその他の同居家族の飲酒・喫煙の確認まではできていない。</p>	<p>母子手帳発行時に個人指導において喫煙や飲酒が及ぼす健康被害について説明する。また、乳幼児健診では、保健師の個別相談の際に喫煙に関するアンケート項目を確認し、喫煙や受動喫煙の影響について説明、正しい理解を促す。</p>

51	薬物乱用防止に向けた啓発の推進	薬物や喫煙、飲酒による健康被害への認識についての正しい理解を徹底するための教育や啓発を関係機関と連携し推進します。	学校教育課	喫煙や飲酒による健康被害への認識や薬物と健康の関係についての正しい理解を徹底するための教育や啓発を関係機関と連携しながら推進します。あわせて、薬物使用経験者の事例を使って興味本位で使用することのないよう教育・啓発を行います。実施後は、アンケート調査を行います。実施後は、アンケート調査を行います。	小学校においては、保健や道徳の授業において、命の大切さや健康について学習しています。中学校においては、保健や道徳の授業内容に加え、薬物乱用防止学習や性に関する講演会などを実施することで、健康被害についての正しい知識を身に付けたり、適切な対応について学んだりしています。	特になし。	喫煙や飲酒による健康被害への認識や薬物と健康の関係についての正しい理解を徹底するための教育や啓発を関係機関と連携しながら推進します。あわせて、薬物使用経験者の事例を使って興味本位で使用することのないよう教育・啓発を行います。実施後は、アンケート調査を行い、小中学生の理解度の確認を行います。
----	-----------------	-----------------------------------------------------------	-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 配慮を必要とする人への支援の促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
52	地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進	男女共同参画の視点に立ち、地域（市民）、市、社会福祉協議会、事業所など都市の構成員と共働により、“みんなが安心して生活できる地域づくり”の実現に向けた「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を推進します。	福祉課	本計画を推進するためには、行政と社会福祉協議会の連携・共働を基礎としながら、多様な主体が地域福祉の推進に参画する体制づくりを進めます。また、行政においても福祉分野に関わらず様々な担当部門と連携し、計画を推進していきます。計画の進捗管理は、庁内ワーキング会議で進捗状況を把握し、福祉施策策定審議会で評価、検証を行い改善に繋がっていきます。	社会福祉法の改正を踏まえ、令和3年度に第3期地域福祉計画を策定しました。令和4年度は策定1年目であり、令和5年2月に庁内関係職員で構成するワーキング会議を開催し、令和4年度の基本目標の行政の取り組みについて、進捗状況の報告を依頼しました。また、同月審議会を開催し、半数以上の委員が新任だったため、計画の内容について説明を行いました。	第3期地域福祉計画の中で「共生のまちづくり」に向けた取り組みとして「相談支援」「参加支援」「地域づくり」を一体的に実施する包括的な支援体制の構築を目指していきます。としており、どのような手法で関係部門、関係機関と連携して支援体制の構築を目指していくのかが検討課題となっています。	第3期地域福祉計画で掲げている基本目標の行政の取り組みについて、ワーキング会議で進捗状況を把握し、審議会で評価・検証を行うこととしています。
53	介護保険事業計画・高齢者福祉計画の推進	男女共同参画の視点に立ち、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づき、高齢者及び介護中の家族を対象とした高齢者施策の充実を図ります。	高齢者サービス課	福津市介護保険運営協議会において、医療・介護・福祉・生活支援等に関する総合的な見地から進捗状況の評価・確認を行います。また、PDCAサイクルを強化し、高齢者ができる限り住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしい生活をおくることができる社会を実現するため、地域包括ケアシステムの構築を継続します。	介護保険運営協議会において、事業計画の進捗状況の評価・確認を行い、委員による助言や新たな課題の提言を受けることができました。さらなる地域包括ケアシステムの構築実現に向け、事業計画を推進していきます。	地域包括ケアシステムの構築は高齢者サービス課だけの問題ではなく、他部署にも跨る問題であるため部署を超えた連携が必要である。	福津市介護保険運営協議会において、医療・介護・福祉・生活支援等に関する総合的な見地から進捗状況の評価・確認を行います。また、PDCAサイクルを強化し、男女ともに高齢者ができる限り住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしい生活をおくることができる社会を実現するため、関係各部署、特に地域包括支援センターと連携し、地域包括ケアシステムの構築を継続します。
54	高齢者介護に関する相談窓口の充実	介護を行う家族等のさまざまな負担を軽減するため、高齢者介護に関する相談窓口を充実します。	高齢者サービス課	団塊の世代の全員が75歳に到達する2025年が目前に迫る中、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活を送ることを可能とするため、適切な手続きやサービスに結び付けることができるよう、職員のスキルの向上を図ります。また、地域包括支援センター等の関係機関との連携を強化し、相談窓口の充実を図ります。	前年同様の内容で異動職員に対する個別勉強会を実施しました。また、係を超えた連携強化のための、介護保険制度勉強会を行い、関係するすべての係員が意欲的に参加するなどし、職員のスキル向上を図りました。	介護保険サービスは医療保険と同様に、保険制度であるため、希望すれば必ずしもサービスを利用できるものではなく、日常生活の中でできなくなった部分を、元のように自分でできるように、一定期間の中で目標とする生活を目指し、計画を立てて利用するものであることの啓発を継続する。 繰り返し来庁し、長時間にわたる対応が必要になる市民への対応方法が課題と考える。	団塊の世代の全員が75歳に到達する2025年が目前に迫る中、男女ともに高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活を送ることを可能とするため、適切な手続きやサービスに結び付けることができるよう、職員のスキルの向上や窓口での対応マニュアル資料の充実を図ります。また、地域包括支援センター等の関係機関との連携を強化し、相談窓口の充実を図ります。

(3) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の理解促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
55	妊娠・出産期における女性の健康支援	健全な母性を育成するための支援を行うとともに、安全で安心した出産を迎えられるよう男女共同参画の視点に立った相談指導体制の充実を図ります。	子育て世代包括支援課	母子手帳交付時に妊娠中の生活や健康管理について個別指導を行う。併せて必要に応じて妊婦や産婦を対象に電話相談や家庭訪問等で支援を行う。 妊婦健診の結果で高血圧、尿糖、尿蛋白がみられる妊婦に対してはリーフレットを送付し、生活の中で気をつける点など、必要な情報を提供する。また、妊娠期間中の継続した支援が必要な妊婦に対しては、地区担当保健師や栄養士へつなぎ、ハイリスクアプローチを充実させる。 さらに、今年度より妊婦対象の講座としてハッピークッキング講座を開催し、妊産婦の望ましい食生活の実現や低体重児出生リスクの低減に働きかける。	母子手帳交付時に妊娠中の生活や健康管理について個別性に合わせた指導を行うとともに、必要に応じて妊産婦に対して電話相談や家庭訪問等で支援を行った。 また、妊娠期間中の継続した支援が必要な妊婦に対しては地区担当保健師や栄養士へつなぎ、ハイリスクアプローチを継続した。 妊婦対象の講座として「ハッピークッキング講座」を年5回開催し、妊産婦の望ましい食生活の実現や低体重児出生リスクの低減に働きかけを行った。	今年度の他の講座のアンケートから「夫婦で参加できる講座が希望」との声があがっていたためハッピークッキング講座は夫婦で参加できるようにし、また初産婦に限らず経産婦にも必要な健康支援の場となるため、対象を全妊婦とその夫・パートナーと改善して来年度は実施する予定である。	母子手帳交付時に妊娠中の生活や健康管理について個別指導を行う。支援が必要な妊婦や産婦については電話相談や家庭訪問等で支援を行う。 妊婦健診の結果で高血圧、尿糖、尿蛋白がみられる妊婦に対してはリーフレットを送付し、生活の中で気をつける点など、必要な情報を提供する。また、妊娠期間中の継続した支援が必要な妊婦に対しては、地区担当保健師や栄養士へつなぎ、ハイリスクアプローチを充実させる。 さらに、妊婦やそのパートナーを対象とした講座としてハッピークッキング講座を開催し、妊産婦の望ましい食生活の実現や低体重児出生リスクの低減に働きかける。
56	「性と生」に関する教育の充実	性に関する正しい知識や命の大切さを伝えるための教育の充実を図ります。また、児童・生徒が発達段階に応じて適切な行動が取れるように、教育プログラムや教材の研究を進めます。	こども課	(大和) 様々な交流事業や取り組みの中で性別・世代の関係なく、ひとりの人間として受け入れる機会を設けます。 コロナの状況を見て施設訪問等の交流を実施します。保育実習生・看護実習生との交流を実施します。年長児の就学前を対象に保育所看護師による「性と生、命」の話を絵本を使ってお知らせします。	(大和) 今年度は、コロナ禍で地域との触れ合いはできなかったため、次年度におさまったら計画したい。新たな取り組みとして、毎年、小学校入学前の時期に看護師による「性と生の話」を行ったが、命の大切さ、自分の大切さを知る機会となつてよかった。	(大和) 文科省・内閣府で作成した「生命(いのち)の安全教育について」幼児向け教材の活用も含めて取り組んでいきたいです。	(大和) 様々な交流事業や取り組みの中で性別・世代の関係なく、ひとりの人間として受け入れる機会を設けます。 保育実習生・看護実習生等様々な交流を実施します。年長児の就学前を対象に保育所看護師による「性と生、命」の話を絵本を使ってお知らせします。
56	「性と生」に関する教育の充実	性に関する正しい知識や命の大切さを伝えるための教育の充実を図ります。また、児童・生徒が発達段階に応じて適切な行動が取れるように、教育プログラムや教材の研究を進めます。	学校教育課	保健体育や道徳の授業の中で、発達段階に応じて性の違い、体のしくみ、病気、避妊等の性に関する正しい知識や命の大切さを伝えるための教育を行います。あわせて児童・生徒が発達段階に応じて適切な行動がとれるように教育プログラムや教材の研究を進め、評価・改善を行います。	授業づくり等で養護教諭とともに、発達段階に応じた内容で、保健体育科や道徳の時間等で授業を行った。内容は、性の違い、体のしくみ、病気、避妊等の性に関する正しい知識や命の大切さを伝えるための教育を行った。	特になし。	保健体育や道徳の授業の中で、発達段階に応じて性の違い、体のしくみ、病気、避妊等の性に関する正しい知識や命の大切さを伝えるための教育を行います。あわせて児童・生徒が発達段階に応じて適切な行動がとれるように教育プログラムや教材の研究を進め、授業の振り返り(感想)などを通して、評価・改善を行います。
57	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解促進	男女がともに性と生殖に関する健康と権利に関心を持ち、正しい知識と情報を得られるよう、生涯を通じた女性の健康を支援する取り組みを推進します。	子育て世代包括支援課	母子手帳交付時に産後の性生活に関する資料を全妊婦に配布する。4か月児健診時に、月経の開始など生殖に関する情報を伝え、今後の家族計画についてきちんと考えるきっかけとする。	産後の性生活に関する情報提供について資料の配布は行っていないが、多産や経済的困難を感じている人は存在し、母の思いや家族計画について考えを傾聴した。 出産後の赤ちゃん訪問において、次の妊娠や避妊についての指導をした。	DV該当者となっていないなくても悩みを抱えている女性はいる。伴走型相談支援事業も始まり妊婦や産婦と面談することが増えるため、安全が確保されている中で本音を相談できる関係を築いていく必要がある。	母子手帳交付時に産後の性生活に関する資料を全妊婦に配布する。 出産後の月経再開や骨粗鬆症、更年期、閉経、ライフステージの変化等、生殖にとどまらず今後の家族計画や女性特有の健康課題について情報提供し、成人健診の案内を行う。 また、育休制度、生理休暇等の権利を持っており、周囲に伝えてよいこと、一人で抱え込まないようにすることを伝える。さらに、心理的DV等心の問題を抱えているケースにはこころの相談等相談窓口を紹介する。

2 あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくりの推進

(1) 暴力防止に向けた啓発の促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
58	DV防止に向けた啓発促進	DV防止啓発冊子の活用や広報・ホームページを通じた意識啓発の充実を図ります。また、若い世代の男女に対し、将来にわたりDVの加害者にも被害者にもさせないために、中学校、高校におけるデートDVに関する出前講座の実施などあらゆる機会を通じた啓発運動を推進します。	男女共同参画推進室	デートDVを未然に防ぐことを目的に、市内の高校を対象に、デートDV防止講座を行います。	市内の2つの高校に事業実施の依頼を行った結果、1校で9月に講座を実施しました。講義とロールプレイングを行いました。受講後のアンケートでは、「デートDVは意外と身近にあるんだなと思いました。そして講習で習ったことを生かしていきたいと思います。」や、「付き合っている人の束縛などもデートDVに入ることが驚きでした。」といった感想があり、デートDVについて「ある程度理解できた」や「理解できた」という割合は、96%でした。	市内2校のうち1校は実施できませんでした。学校側には事業の趣旨は理解いただいております。来年度は是非実施したいということでした。引き続き、若年層へのDV防止への啓発に有効な機会であると考え、学校側と連携しながら、事業実施を継続していきます。	デートDVを未然に防ぐことを目的に、市内の高校を対象に、デートDV防止講座を行います。
58	DV防止に向けた啓発促進	DV防止啓発冊子の活用や広報・ホームページを通じた意識啓発の充実を図ります。また、若い世代の男女に対し、将来にわたりDVの加害者にも被害者にもさせないために、中学校、高校におけるデートDVに関する出前講座の実施などあらゆる機会を通じた啓発運動を推進します。	人権政策課	人権擁護委員会と連携し、デートDV人権教室の活用について、引き続き市内中学校の校長への働きかけを行います。また、広く性犯罪・性暴力に対する啓発や情報の提供を行ってまいります。	文科省通知を踏まえ、デートDV教室に限らず、「性犯罪・性暴力対策」について広く啓発・周知を図るために、市ホームページにおける掲載を行った。(内閣府担当者から、積極的な啓発の取り組みに感謝するとの回答があった)	文科省通知に市町村の明確な役割が掲載されていないため、内容理解に時間がかかった。ホームページ掲載内容について、内閣府・警察庁・福岡県警・福岡県へ確認を行ったが、著作権等の課題もあった。	大学を含む学校関係には別途に啓発がなされているが、事業所や地域住民への啓発が十分でないため、広報紙等による啓発を行っていく。
58	DV防止に向けた啓発促進	DV防止啓発冊子の活用や広報・ホームページを通じた意識啓発の充実を図ります。また、若い世代の男女に対し、将来にわたりDVの加害者にも被害者にもさせないために、中学校、高校におけるデートDVに関する出前講座の実施などあらゆる機会を通じた啓発運動を推進します。	学校教育課	他の担当課と連携し、若い世代の男女に対し、将来にわたりDVの加害者にも被害者にもさせないために、中学校、高校におけるデートDVに関する出前講座等を実施し啓発活動を行います。	若い世代の男女に対し、将来にわたりDVの加害者にも被害者にもさせないために、デートDVに関する授業を実施し、啓発活動を行った。	特になし。	他の担当課と連携し、若い世代の男女に対し、将来にわたりDVの加害者にも被害者にもさせないために、中学校におけるデートDVに関する出前講座や教材などを周知し、積極的に活用するよう校長会等で呼びかけます。
59	被害者の保護・自立支援制度の周知と情報提供	DVや児童虐待、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速な対応ができるよう関係機関と連携を図りながら、被害者の保護と自立のための情報提供を行います。	男女共同参画推進室	被害者の保護と自立のため、庁内の他の部署や外部の機関と連携しながら、支援を行います。また、専門の相談員を配置した相談窓口が設置できるように取り組みます。	今年度は男女共同参画推進室への相談が26件、うちDV被害は17件でした。被害者の保護と自立のために、庁内の他部署や外部機関と連携して支援を行うことができました。また、令和5年度は週1回、午後から専門の相談員による面談相談(ふくつこころと生き方の相談)が実施できるようになりました。	相談内容が複雑・困難なものも増加しており、職員の相談対応へのスキルアップが課題です。令和5年度からは専門の相談員による面談相談を実施しますので、面談相談を活用して職員のスキルアップを図ります。また、面談相談(ふくつこころと生き方の相談)の周知を積極的に行います。	被害者の保護と自立のため、庁内の他の部署や外部の機関と連携しながら、支援を行います。また、専門の相談員を配置した相談窓口が設置できるように取り組みます。
59	被害者の保護・自立支援制度の周知と情報提供	DVや児童虐待、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速な対応ができるよう関係機関と連携を図りながら、被害者の保護と自立のための情報提供を行います。	市民課	DV等の相談を受けた際には、男女共同参画推進室を中心として連携し、対象者に「ふくつ女性ホットライン」や福岡県等の相談窓口案内資料を配布する。また、市民課で行う支援措置については、該当者の生活の安全を確保するために、適切な支援措置を行う。	支援措置の手続きを行う際に、対象者全員に「ふくつ女性ホットライン」や福岡県等の相談窓口案内資料を配布した(配布率100%)。	特になし	支援措置の手続きを行う際に、対象者に「ふくつ女性ホットライン」や福岡県等の相談窓口案内資料を配布する。

59	被害者の保護・自立支援制度の周知と情報提供	DVや児童虐待、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速な対応ができるよう関係機関と連携を図りながら、被害者の保護と自立のための情報提供を行います。	福祉課	障がい者虐待防止センターを設置しており、障がい者虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障がい者の保護等に対する支援を行うため、関係機関との連携を行います。虐待防止研修未受講事業所への指導を徹底し、市内事業所全体の虐待防止のスキルアップを行います。	福津市障がい者虐待防止センター主導で障がい福祉サービス事業所を対象に虐待防止に関する研修を年2回開催し、多くの事業所に参加をしてもらい市内事業所のスキルアップを行うことが出来た。	福岡県の実地指導の内容から、市内事業所の身体拘束に関する認識誤り及び知識不足を感じる。	障がい者虐待防止センターを設置しており、障がい者虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障がい者の保護等に対する支援を行うため、関係機関との連携を行います。来年度は身体拘束に関する研修を行い、正しい知識の習得の指導を行う。事業所職員を介して当事者若しくはその家族に対し虐待に対する正しい認識が伝わるよう、実務にあたる事業所職員に対し、障がい児者虐待に関する研修を複数回行う。
59	被害者の保護・自立支援制度の周知と情報提供	DVや児童虐待、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速な対応ができるよう関係機関と連携を図りながら、被害者の保護と自立のための情報提供を行います。	高齢者サービス課	地域包括支援センターや関係機関と連携しながら、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速に対応します。複合問題や世代間問題などについても、庁内連携を深め、関係機関との支援ネットワークの早期構築を図ります。また、啓発研修について、対象の拡大等を検討し、より多くの人への周知を図ります。	地域包括支援センター及び関係機関と連携し、その状況に合わせて被虐待者・養護者それぞれへの支援を行いました。他課・事業所との連携が必要なケースにおいては、随時ケース会議を行い、早期解決に向けて課題の把握・支援方針を決定しました。 介護支援専門員、居宅介護支援事業所職員、地域医療連携室の職員を対象とした虐待対応研修を実施し、39名の参加がありました。事例をもとにグループワークを行い、虐待の気づき、相談・通報までの流れの確認を行いました。	養護者による高齢者虐待として通報を受ける件数が増加しています。コロナ禍において、被虐待者と養護者が一緒に過ごす時間が増えたことや、社会的な交流が減ったことでストレスや介護疲れが要因と見られるもの、養護者の介護・病識に対する理解不足が要因と見られるものが多く、深刻なケースに発展する前に介入できるよう、高齢者と関わることの多い介護支援専門員や事業所職員、民生委員に対して虐待の気づきのサイン・通報や相談の必要性を伝えていく必要があると考えます。	地域包括支援センターや関係機関と連携しながら、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速に対応します。複合問題や世代間問題などについても、庁内連携を深め、関係機関との支援ネットワークの早期構築を図ります。また、今年度実施を予定している啓発研修について、対象の拡大等を検討し、より多くの人への周知を図ります。
59	被害者の保護・自立支援制度の周知と情報提供	DVや児童虐待、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速な対応ができるよう関係機関と連携を図りながら、被害者の保護と自立のための情報提供を行います。	こども課	(家児相) 各関係機関と連携を図り、被害者の保護と自立のための情報提供等の支援を行います。また、子育て世代包括支援センターと定期的に情報共有し、乳幼児健診未受診者対応などの確認を行います。	(家児相) 要対協管理の下、関係機関と連携し、被害者の保護と自立支援を継続的に行いました。7月と11月に要対協の実務者向け研修を実施し連携や虐待対応について理解を深めました。子育て世代包括支援センターと月2回の会議で定期的に情報共有し、虐待の発生予防・早期発見・発生後にすみやかに適切な対応ができるよう努めました。	(家児相) ポスター掲示やチラシ配布などで周知を図りましたが、今後も継続し、周知先の拡大も考えていきたいと考えています。	(家児相) 各関係機関と連携を図り、被害者の保護と自立のための情報提供等の支援を行います。また、子育て世代包括支援センターと定期的に情報共有し、乳幼児健診未受診者対応などの確認を行います。

(2) 暴力防止に向けた支援体制の充実

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
60	被害者の保護・自立支援に向けた体制の充実	関係課で構成する「DV等支援措置関係課長連絡会議」を設置し、定期的な情報交換、住民基本台帳の支援措置等を定めた対応マニュアルの作成を行います。	男女共同参画推進室	定期的にDV等支援措置関係課長連絡会議を開催し、事務手続きの確認を含めて情報共有を図ります。また、制度等に変更等があった際は、随時対応します。	DV等支援措置関係課長連絡会議を開催し、支援措置制度の確認や、窓口での対応案件、支援措置名簿の取扱いについて共有化しました。また、個別案件に対して、関係課長や部長を集めての対応会議を行い、内閣府の対応マニュアルを参考に、組織的に一致した対応をとるようにしました。	関係法制度の変更などを始めとして随時情報を集めつつ、対応できるよう取り組んでいきます。担当課長会議での共有化したり、検討したりする事項が増えているので、文書化して積み重ねていくことが必要です。	定期的にDV等支援措置関係課長連絡会議を開催し、事務手続きの確認を含めて情報共有を図ります。また、制度等に変更等があった際は、随時対応します。
61	児童虐待防止に向けた取り組みの推進	児童虐待の早期発見、虐待防止に向けた啓発活動に取り組むとともに、配偶者等からの暴力と児童虐待が関連していることを念頭におき、関係機関との連携を進めます。	こども課	(大和) 宗像児童相談所、宗像遠賀保健福祉環境事務所、宗像警察署、市役所関係各課、保育所、幼稚園、小・中学校、主任児童委員と連絡を密に取り、虐待の防止、早期発見に取り組めます。 (家児相) 宗像児童相談所、宗像遠賀保健福祉環境事務所、宗像警察署、関係各課、保育所、幼稚園、小・中学校、主任児童委員と連絡を密にとり、虐待の防止、早期発見に取り組めます。要保護児童等に関する情報共有システムを整備し、円滑な情報連携方法について検討します。	(大和) 児童虐待の疑いがあるケースに関しては、速やかに調査を行い、関係機関と連携をとった。保護者の支援も同時に行い支援を行った。 (家児相) 11月の児童虐待防止推進月間に、主任児童員、福津市・宗像市・宗像警察署・児童相談所と連携してJR福岡駅・東福岡駅で啓発活動(チラシ配布)を行いました。また、保・幼・小・中・高・放課後デイ等に対し密に連携を取り、虐待の予防や早期発見・対応に取り組んだほか、地域や家庭からの相談に対応、家庭訪問を実施し、虐待防止に取り組めました。要保護児童等に関する情報共有システムを整備しました。	(大和) 今後も迅速で丁寧な対応を心掛けていく。 (家児相) 要保護児童等に関する情報共有システムについては、個人情報の管理等を鑑みながら、国の指針に沿って活用していきたいと考えています。	(保育所) 宗像児童相談所、宗像遠賀保健福祉環境事務所、宗像警察署、市役所関係各課、保育所、幼稚園、小・中学校、主任児童委員と連絡を密に取り、虐待の防止、早期発見に取り組めます。 (家児相) 宗像児童相談所、宗像遠賀保健福祉環境事務所、宗像警察署、関係各課、保育所、幼稚園、小・中学校、主任児童委員と連絡を密にとり、虐待の防止、早期発見に取り組めます。要保護児童等に関する情報共有システムを整備し、円滑な情報連携方法について検討します。
61	児童虐待防止に向けた取り組みの推進	児童虐待の早期発見、虐待防止に向けた啓発活動に取り組むとともに、配偶者等からの暴力と児童虐待が関連していることを念頭におき、関係機関との連携を進めます。	子育て世代包括支援課	特定妊婦、児の安否確認がとれないケースや養育環境が心配なケースについては、こども課の家庭児童相談員や保育園・幼稚園、児童相談所等の関係機関と連携を図る。また、必要時には定期的にケース会議を行い、各課との情報共有・役割分担の明確化を行い、事案ごとにチームを組織し、支援計画に沿って行動する。	特定妊婦については地区保健師を中心に、こども課との定期的な会議で情報共有を行い今後の見通しについて支援計画を検討、必要時に支援計画を再立案し支援を実施した。こども包括会議や要保護児童対策協議会にて定期的に情報共有を行い、各関係機関の共通認識を高めた。	引き続きこども課の家庭児童相談員や保育園・幼稚園、児童相談所、のびのびや医療機関等の関係機関と連携を図り、各ケースに応じたきめ細やかな対応を行って行く。さらに社会資源の活用の拡大を図って行く。	特定妊婦、児の安否確認がとれないケースや養育環境が心配なケースについては、こども課の家庭児童相談員や保育園・幼稚園、児童相談所等の関係機関と連携を図る。また定期的にケース会議を行い、各課との情報共有・役割分担の明確化を行い、事案ごとにチームを組織し支援計画に沿って行動する。

61	児童虐待防止に向けた取り組みの推進	児童虐待の早期発見、虐待防止に向けた啓発活動に取り組むとともに、配偶者等からの暴力と児童虐待が関連していることを念頭におき、関係機関との連携を進めます。	学校教育課	①学校との連絡体制の整備②児童相談所・家庭児童相談所との緊密な連携③スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・指導主事による相談体制の構築④個別のケース会議による対応の協議を徹底し、児童虐待の早期発見、児童虐待防止に向けた啓発活動に取り組みます。	①小中学校で開催している月1回定例のサポート会議へ担当指導主事が参加し、適宜情報共有したり指導係ミーティングでの情報共有を図ったりしている。 ②各校での虐待等の疑義が生じた場合、その情報を確実に家児相及び児童相談所へ確実につなげている。 ③スクールカウンセラーの相談件数は2,238件であった。相談の内訳は不登校609件、友人関係394件、心身の健康366件、家庭環境302件、虐待は19件であった。 スクールソーシャルワーカーは3人体制になり、全対応件数はR3年度の85件から200件となった。対応件数の内訳は、不登校関係66件、家庭環境31件、虐待30件となっている。 ④非常勤指導3人による個別会議への参加は61回であったが、家庭環境や保護者対応がほとんどであり、虐待関係そのものは1件であった。	虐待対応が厚労省（2017）新しい社会的養育ビジョンにより、基本的に在宅や地域での社会的養育の支援の方針が出された。それにともない、宗像児童相談所から福津市家庭児童相談室の虐待対応の役割が増え、学校での虐待対応での相談や通告に混乱が生じている。 要保護児童、要支援児童の掘り起こしを学校と連携して要保護・要支援児童発見チェックシート等の作成に向けてこども課、福祉課との緊密な連携を図っていく必要がある。 園・学校での虐待の危機感の醸成や初歩的な対応の在り方について家児相や児相による各学校での研修が急務である。	①学校との連絡体制の整備②児童相談所・家庭児童相談所との緊密な連携③スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・指導主事による相談体制の構築④個別のケース会議による対応の協議を徹底し、児童虐待の早期発見、児童虐待防止に向けた啓発活動に取り組みます。
----	-------------------	------------------------------------------------------------------------------	-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 相談体制の充実

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
62	庁内相談体制の充実	庁内各相談窓口が連携して問題解決の促進を図ることができるよう、「相談窓口担当者会議」を定期的開催し、情報交換を図るとともに、誰もが安心して相談できる体制を整備します。	男女共同参画推進室	DV等支援措置関係課長連絡会議と連動する形で、DV等相談窓口担当者会議を実施し、制度等の情報や窓口対応で気を付けておくべきこと、個別案件でどのような対応をとったかなどの共有化を行います。他部署の窓口担当者や情報を共有しながら、相談体制を整備します。	DV等相談窓口担当者会議を開催し、制度の説明、事務の取り扱い等の確認と注意喚起を行いました。相談案件については、他部署と連携を図りながら、相談者への対応を行いました。庁外の施設との連携が必要な事案もありましたが、適切に対応をとることができました。	県等が主催する研修会等に参加してスキルアップを図り、相談体制が充実するように取り組んでいきます。	DV等支援措置関係課長連絡会議と連動する形で、DV等相談窓口担当者会議を実施し、制度等の情報や窓口対応で気を付けておくべきこと、個別案件でどのような対応をとったかなどの共有化を行います。他部署の窓口担当者や情報を共有しながら、相談体制を整備します。
63	女性のための法律相談の実施	女性の人権に関する問題解決のために、女性の弁護士による女性に限定した法律相談を実施します。	男女共同参画推進室	市内在住の女性を対象にした無料法律相談を年間4回（5月・8月・11月・2月）実施します。	年間4回実施し、相談件数は16件と毎回定員いっぱいとなりました。相談内容は16件中、離婚12件、雇用問題が1件、その他が3件でした。	法的問題でお困りの方が相談できる機会ですので、広報等で広く周知を図ります。問題解決のための助けとなっており、引き続き実施してまいります。	市内在住の女性を対象にした無料法律相談を年間4回（5月・8月・11月・2月）実施します。
64	ふくつ女性ホットラインの活用	相談窓口の機能強化と相談者のニーズに応じた適切な情報提供を行うために、専門の相談員による電話相談を行います。	男女共同参画推進室	NPO法人福岡ジェンダー研究所に委託して、ホットラインを設置します。広報紙やチラシ等での周知のほか、校長会など様々な場で周知します。また、庁舎内においても、男女共同参画推進員会議やDV等支援措置関係課長連絡会議、DV等支援措置窓口担当者会議等でホットラインの活用について周知してまいります。	令和4年4月1日～令和5年3月31日の期間中に実施。3月末の延べ相談件数は496件（全て電話相談）。うちDVに関するものは18件。相談内容で一番多いのは「夫婦関係」で127件、次に「生き方」で124件。昨年度は延べ件数356件、DVが11件、「夫婦関係」は82件、「生き方」は70件でした。継続頻回の相談者が複数いるので、共同設置する自治体の中でも相談件数が多くなっています。 DV、夫婦・家族の問題、虐待、セクシャル・ハラスメント、健康問題など相談内容は多岐に渡っており、女性からの悩み事の相談窓口として機能しています。	男性やLGBTの方の相談窓口、ホットラインなどの設置については、県が設置しているので、そちらを紹介していきます。県や国の相談窓口の設置状況に、引き続き注視して、対応できるように取り組んでいきます。今後は「ふくつこころと生き方の相談」も実施しながら、どういった相談体制がよいのか検討してまいります。	NPO法人福岡ジェンダー研究所に委託して、ホットラインを設置します。広報紙やチラシ等での周知のほか、校長会など様々な場で周知します。また、庁舎内においても、男女共同参画推進員会議やDV等支援措置関係課長連絡会議、DV等支援措置窓口担当者会議等でホットラインの活用について周知してまいります。

V あらゆる場面で男女がともに参画できる環境づくり

1 政策・方針決定の場での男女共同参画の推進

(1) 審議会等への女性参画の促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
65	審議会委員等の女性登用率は、42.4%(令和4年3月末)となり、10分の4を超えています。	女性の登用が進んでいない一部の審議会等については、担当課から事情を聞きながら、少しずつ改善が図られるよう取り組んでいきます。	男女共同参画推進室	市が設置する審議会等について、女性の積極的登用が進められるよう、審議会委員数調査継続して他部署に働きかけていきます。	審議会委員等の女性登用率は、42.7%(令和5年3月末)となり、10分の4を超えています。	女性の登用が進んでいない一部の審議会等については、担当課から事情を聞きながら、少しずつ改善が図られるよう取り組んでいきます。	市が設置する審議会等について、女性の積極的登用が進められるよう、審議会委員数調査継続して他部署に働きかけていきます。
66	委員公募制の推進	「附属機関の委員の委嘱基準等に関する規程」に基づき、審議会等の委員の公募制度を推進し、市民参画を進めます。	総務課	公募委員の選定にあたっては、男女比率にも配慮した上で、周知についても広報等を活用して積極的に周知してまいります。	附属機関の公募委員選定にあたって、広報紙に男女比に配慮することを明記しました。応募件数は前年に比べて2倍となりました。	公募委員の応募の結果、男女比が概ね2:1となっています。	公募委員の募集にあたっては、広報紙への掲載だけでなく、ホームページ等の電子媒体も活用しながら、周知の工夫を図ります。
67	定期的な登用状況の調査・公表	地方自治法第202条の3に基づく審議会等における女性の登用状況について調査し、ホームページ等で公表します。また、行政各分野、地域団体における女性の登用状況についても調査・公表を行います。	男女共同参画推進室	他部署に協力を仰ぎながら、年度末に調査を行い、結果を公表します。	審議会委員等の女性登用率は、42.7%(令和5年3月末)となりました。年次報告書等により、市ホームページで公表を行います。	女性の登用が進んでいない一部の審議会等については、担当課から事情を聞きながら、少しずつ改善が図られるよう取り組んでいきます。	他部署に協力を仰ぎながら、年度末に調査を行い、結果を公表します。
68	政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた意識啓発	公的機関、地域の諸団体、各市民団体に対し、女性の積極的登用を啓発・要請します。今後は、「男女共同参画地域推進員」を通じ、各郷づくり推進協議会に出前講座の開催を働きかけ、講座を通じた意識啓発に努めます。	男女共同参画推進室	出前講座の利用を呼びかけるとともに、郷育カレッジ講座や主催事業等の機会も活用して、継続して地域における女性の登用を訴えていきます。	男女共同参画地域推進委員等を通じて、男女共同参画推進室が行う講座等を周知し、参加を促し、出前講座の開催を呼びかけました。また、出前講座等で女性の登用の必要性を伝えました。	引き続き、男女共同参画地域推進委員などを通じて、講座の周知を図ります。地域推進員から出前講座の申込をしていただけるようにすることが課題です。	男女共同参画地域推進委員を通して、出前講座の利用を呼びかけるとともに、郷育カレッジ講座や主催事業等の機会も活用して、継続して地域における女性の登用を訴えていきます。

(2) 政治への女性参画の促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
69	選挙の投票率を高めるための選挙啓発の充実	男女がともに社会を担うという機運の醸成のため、選挙権・被選挙権を生かして政治に参画することを啓発します。また、投票立会人の選出等の機会を通じて、女性や若年層の参画機会の拡充を図ります。	総務課	小中学校や高校への出前講座や実際の選挙資材の貸出を県選管と協力し行うとともに、夏休みの課題として選挙ポスターを募集し、身近に選挙を感じてもらえるよう取り組みます。	福間南小学校での模擬選挙や福間中学校、福間東中学校、津屋崎中学校での生徒会選挙において、投票の雰囲気体験してもらえよう、資材の貸出を行いました。また、市内小中学校の夏休みの課題で選挙に関するポスターを募集し、応募作品を用いて市議会議員選挙の周知に取組みました。	ポスターの応募数について、周辺自治体と比べると、その数が少ない状況です。	明るい選挙推進協会や県選管と連携しながら、小中学校・高校への出前講座や、選挙資材の貸し出し、ポスターコンクールの作品募集を行います。また、他市の事例を参考に、政治参画や投票行動に結びつくような取り組みについて研究します。

70	市議会への傍聴推進	市政への関心が高まるよう、定例会日程をホームページ等で周知し、市議会への傍聴を推進します。	議会事務局	審議会意見にある録画配信の迅速化については、他業務の繁忙期と重なるため、映像編集・書き出し・ホームページ作成を閉会后ではなく一般質問終了後2~3日で行うことは極めて困難である。今後、近隣市のように映像編集から配信までの業務委託や、職員体制の見直しなどを研究し、迅速化に努めていきたい。議会だより読者アンケートでは一般質問・総括質疑についての関心が高く、市民からの要望も多くあったことから、一般質問で使用する資料を議場モニターや中継に表示できるようにシステムの改修を行い、傍聴や配信、録画で提供する情報を充実させ、分かりやすさを向上させる。	議場の中継システムを改修し、市民からの関心が高かった、一般質問で議員が提示している資料を、議会中継の視聴者と傍聴者へ向けて表示できるようにした。録画配信の業務委託は行っていないが、閉会后の編集に10日程度必要だったところを7日程度まで迅速化できている。	資料を表示するには複数のシステムを中継しなければならぬため、画質が悪くなってしまい、資料が読みにくい場合がある。画質の低下は技術的にやむを得ないため、画質が下がったとしても傍聴者や視聴者に見えやすい資料を用意する必要がある。編集の迅速化には限界があるため、システム更新の際に業務委託も検討していく。	コロナ対策による傍聴制限は解除したが、引き続き外出を控える方や来庁が難しい方に関心を持ち続けてもらい、より深く議会を知ってもらう機会を確保するため、予算審査特別委員会と決算審査特別委員会のインターネット中継を実施する。併せて、録画配信の業務について、中継を委託している業者と検討を進める。
71	政治学級への参加促進	政治への関心を高めるため、市内の市民団体等に政治学級リーダー研修会への参加を呼びかけます。	総務課	政治学級の取り組みについて、周辺自治体の取り組みを調査し、本市における方針の検討材料とします。	福津市まちづくり講座出前編の講座として設定していますが、今年度は申込がありませんでした。周辺自治体との情報交換を実施し、実施された出前講座での改善点など、意見交換を行いました。	選挙に関心を持ってもらえるような講座を実施できるように努める必要があります。	現在、政治学級リーダー研修会は開催されていませんが、政治への関心を高める機会である、郷育推進課のまちづくり講座出前編に選挙に関する講座について、他自治体が開催している内容等を調査し、次期の講座の内容に反映できるように取り組みます。

2 男女共同参画を推進する人材の育成

(1) 女性リーダー育成の促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
72	女性リーダーの交流会の実施	審議会等委員や、郷づくり推進協議会、自治会、PTAなど地域における各種団体の女性メンバー同士で交流会を実施し、意見交換等を行うことで、女性リーダーの育成及び地域活動における女性の参画拡大を目指します。	男女共同参画推進室	人材育成セミナーと統合して実施し、講師や内容を検討しながら、参加した女性たちが地域や会議など意思決定の場に踏み出していけるような取り組みを行います。	まちづくりや男女共同参画を推進するリーダーとして、あるいは、市の審議会等に参画し、政策・方針決定の場で活躍できる人材を育成することを目的として、男女共同参画人材育成セミナーを実施しました。 今年度は、3月22日(水)に「HUGから考える災害時の男女共同参画」と題し、男女共同参画の視点を含めた多様な災害対応や地域で役立つ災害対策を、避難所運営ゲーム「HUG」を使って学びました。 セミナーの講師には、合同会社あっと・こみゆにて代表で危機管理士2級(自然災害)の宮木裕子さんをお招きしました。 20名の定員で13名が参加しました。HUGを通じて、意思決定や企画・運営の段階で女性の参画が必要なことを学ぶことができました。受講後の感想では「男女共同参画の視点でのたくさんの気づきがありました」や、「女性の視点からみた防災活動を聞いてみたい」といった感想がありました。終了後も受講者同士で交流の輪ができていました。	地域推進員に呼びかけを行い、地域推進員からの参加が7名、広報紙やLINEの掲載からの申込が6名でした。講座で学んでいただいたことを、地域や家庭、職場でどうやったら広がっていくかということが課題です。	人材育成セミナーと統合して実施し、講師や内容を検討しながら、参加した女性たちが地域や会議など意思決定の場に踏み出していけるような取り組みを行います。

73	女性リーダー養成講座の実施	女性人材育成セミナーなど女性を対象とした講座を開催し、次のリーダーとしての資質を高める機会とするとともに、政策・方針決定の場への女性の参画を促進します。また、セミナーなどの情報提供に努めます。	男女共同参画推進室	地域やグループの中で生かせるスキルを見つける機会として、テーマ等に工夫しつつ、実施します。	まちづくりや男女共同参画を推進するリーダーとして、あるいは、市の審議会等に参画し、政策・方針決定の場で活躍できる人材を育成することを目的として、男女共同参画人材育成セミナーを実施しました。 今年度は、3月22日(水)に「HUGから考える災害時の男女共同参画」と題し、男女共同参画の視点を含めた多様な災害対応や地域で役立つ災害対策を、避難所運営ゲーム「HUG」を使って学びました。 セミナーの講師には、合同会社あっと・こみゆにて代表で危機管理士2級(自然災害)の宮木裕子さんをお招きしました。 20名の定員で13名が参加しました。HUGを通じて、意思決定や企画・運営の段階で女性の参画が必要なことを学ぶことができました。	地域推進員に呼びかけを行い、地域推進員からの参加が7名、広報紙やLINEの掲載からの申込が6名でした。講座で学んでいただいたことを、地域や家庭、職場でどうやったら広がっていくかということが課題です。	地域やグループの中で生かせるスキルを見つける機会として、テーマ等に工夫しつつ、実施します。広報、ライン、フェイスブック等を積極的に活用し、多くのかたに見ていただき、かつ、誰もが理解しやすく、関心を持っていただけるような情報発信を行います。
----	---------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------	-----------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 男女共同参画の視点に立った人材育成セミナー等の実施

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
74	女性人材育成セミナーの実施	男女共同参画の視点に立ったまちづくりへの理解を深め、審議会等委員への登用につなげるため、セミナーを通じた女性の資質向上や人材育成を進めます。	男女共同参画推進室	女性の審議会登用拡大を意識して、テーマ等を工夫しながら実施します。また、男性への意識付けは、女性の参画拡大の基礎となるものと考えますので、男性への周知・啓発の機会も考えていきます。	まちづくりや男女共同参画を推進するリーダーとして、あるいは、市の審議会等に参画し、政策・方針決定の場で活躍できる人材を育成することを目的として、男女共同参画人材育成セミナーを実施しました。 今年度は、3月22日(水)に「HUGから考える災害時の男女共同参画」と題し、男女共同参画の視点を含めた多様な災害対応や地域で役立つ災害対策を、避難所運営ゲーム「HUG」を使って学びました。 セミナーの講師には、合同会社あっと・こみゆにて代表で危機管理士2級(自然災害)の宮木裕子さんをお招きしました。 20名の定員で13名が参加しました。HUGを通じて、意思決定や企画・運営の段階で女性の参画が必要なことを学ぶことができました。	地域推進員に呼びかけを行い、地域推進員からの参加が7名、広報紙やLINEの掲載からの申込が6名でした。女性6名、男性7名の参加で、男性も参加いただくことができました。	女性の審議会登用拡大を意識して、テーマ等を工夫しながら実施します。また、男性への意識付けは、女性の参画拡大の基礎となるものと考えますので、男性への周知・啓発の機会も考えていきます。周知には広報、ライン、フェイスブック等を積極的に活用し、多くのかたに見ていただき、かつ、誰もが理解しやすく、関心を持っていただけるような情報発信を行います。
75	男女共同参画ワーキング会議の設置	毎年度、市が設定した男女共同参画促進施策に関するテーマについて、男女共同参画ワーキング会議を設置し、調査研究を進めます。また、メンバーが固定化しないよう、より多くの人に参加を呼びかけます。	男女共同参画推進室	今年度も市が設定した男女共同参画促進施策に関するテーマについて、男女共同参画ワーキング会議を設置し、継続して調査研究を進めます。	家庭生活や地域活動の場での市民のコミュニケーションのスキルアップと男女共同参画の啓発を主な目的として、3回連続のアサーション講座を実施しました。各回定員20名の計60名のところ、のべ40名が参加しました。講義やロールプレイングを体験して、アサーションについて学びました。「この講座が役に立った」や、「家庭や地域で活用できそうだ」といった声が多くありました。	昨年度はオンラインでの開催でしたが、今年度は対面での講座を実施し、ロールプレイングなどの体験をすることができました。次年度もより多くの方に参加していただけるような企画を行い、周知方法を工夫します。	今年度も市が設定した男女共同参画促進施策に関するテーマについて、男女共同参画ワーキング会議を設置し、継続して調査研究を進めます。
76	公募型男女共同参画講座の実施	受講グループを公募し、男女がともに歩むまちづくりを推進する学習の支援と人材の育成をします。今後は、実施グループが固定化しないよう、広報の充実や未実施の団体へ直接呼びかけを行います。	男女共同参画推進室	男女共同参画地域推進委員等にご協力いただきながら、講座の受け入れを検討いただくとともに、引き続き、郷育カレッジの講座も実施します。	郷育カレッジ講座の中の1講座として、男女共同参画講座を市中央公民館で実施しました。	男女共同参画地域推進員を通じて、各郷づくり推進協議会に、チラシを配布したり、体験型のクロスロードゲームを提案したりするなどしていますが、出前講座のお申込みに結びつかないことが課題です。	男女共同参画地域推進委員等にご協力いただきながら、講座の受け入れを検討いただくとともに、引き続き、郷育カレッジの講座も実施します。

計画の推進

1 模範となり率先して行う市の取り組み

(1) 市職員の男女共同参画意識の確立

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
77	男女がともに歩むまちづくり条例の市職員への周知徹底	研修等を通じ、「男女がともに歩むまちづくり条例」の市職員への周知徹底を図ります。	男女共同参画推進室	男女共同参画推進委員会や新人職員研修の開催を通じて、職員への条例の周知を図り、男女共同参画に関わるテーマの学習の機会を作ります。条例の意義を今一度見直す機会を設け、引き続き、職員の意識醸成を促します。	男女共同参画推進委員会や新人職員研修の場で、条例や都市宣言を取り上げ、周知を行いました。また、併せて男女共同参画に関わるテーマを取扱い、市の男女共同参画の取り組みについて説明しました。職員が条例について触れる機会と捉え、引き続き、職員の意識醸成を促します。	今後も継続して研修が実施できるように働きかけていきます。	男女共同参画推進委員会や新人職員研修の開催を通じて、職員への条例の周知を図り、男女共同参画に関わるテーマの学習の機会を作ります。条例の意義を今一度見直す機会を設け、引き続き、職員の意識醸成を促します。
78	ハラスメント防止対策の推進	「セクハラ防止マニュアル」の周知を図るとともに、ハラスメント防止研修や相談窓口の充実を通じ、ハラスメントを防止する職場づくりを進めます。	男女共同参画推進室	ハラスメント問題が発生することのないように、ハラスメント相談窓口の総務課と協力し、ハラスメント防止の周知を行います。また、男女共同参画推進室の職員はハラスメント相談員でもあるため、相談員研修を受講し、適切な相談対応がとれるようにします。	男女共同参画推進委員会を通じて、取り組みの周知を行ったほか、新規採用職員研修では相談窓口等の案内を行いました。また、総務課主催のハラスメント相談員研修を受講しました。	特になし。	ハラスメント問題が発生することのないように、ハラスメント相談窓口の総務課と協力し、ハラスメント防止の周知を行います。また、男女共同参画推進室の職員はハラスメント相談員でもあるため、相談員研修を受講し、適切な相談対応がとれるようにします。
78	ハラスメント防止対策の推進	「セクハラ防止マニュアル」の周知を図るとともに、ハラスメント防止研修や相談窓口の充実を通じ、ハラスメントを防止する職場づくりを進めます。	総務課	ハラスメント防止研修を今年も実施することで受講職員と受講対象外の職員にも啓発します。年に2回、職員全員にハラスメント防止と相談先についてお知らせして啓発を行います。	ハラスメント予防研修を2月に2回開催し、受講した59名の職員が、所属職員に研修内容等を伝え、受講対象外の職員への啓発にも繋げました。6月と2月に職員全員に対して、ハラスメント防止と相談先についてお知らせしました。ハラスメント相談員研修を開催し、部長級職員も含め13名受講しました。	ハラスメント防止の意識が浸透しても、「自分の言動は全然ハラスメントではない」と思っている人こそが加害者になりがちなので、そのような人の心にも響くように、啓発や研修を継続する必要があると感じています。	ハラスメント予防研修を今年度も2回実施します。受講対象外の職員には、受講者が研修の内容を伝えて全員が理解を深めるようにします。相談員研修も実施します。ハラスメント防止の啓発のためのお知らせを、全職員に対して年に2回発信します。
79	男女共同参画に関する職員研修の充実	男女共同参画に対する職員の意識改革を図るため、県主催の講座への参加を通じ男女共同参画の視点を持った行政を推進します。	総務課	新採職員には、春に県主催の「行政職員のための男女共同参画セミナー」を受講させ、庁舎内でも男女共同参画講座を実施します。現任職員については、男女共同参画研修等が実施される際、希望者を募り積極的に受講させます。	新採職員22名に対し、4月4日に庁舎内で男女共同参画研修を開催し21名受講、5月には県主催の行政職員のための男女共同参画セミナーを17名が受講しました。欠席者は来年度受講予定です。県主催の「地域のリーダーを目指す女性応援研修」（6回シリーズ）を職員が1名受講しました。	特にありません。	新採職員に対して、4月に庁舎内の研修を行い5月頃にある県主催の行政職員のための男女共同参画セミナーを受講させます。他の職員には男女共同参画講座等の情報を掴んで、受講案内を行います。
80	特定事業主行動計画「み・ら・い行動計画」の推進	「み・ら・い行動計画」の周知を図り、仕事と家庭を両立できる職場環境の整備に努めます。	総務課	「み・ら・い行動計画」を改定し周知を図ります。職員への説明の際には、育児や介護と仕事の両立についてのリーフレットを活用し、仕事と家庭を両立できる環境整備に努めます。出生サポート休暇や男性育児休暇の取得推進のお知らせも行います。	「み・ら・い行動計画」は改定作業中のため周知は次年度実施します。育児や介護と仕事の両立のためのリーフレットを活用し、職員に男性も取得できる休暇の案内も行いません。管理職への啓発は、法改正に伴い育休に関する市の条例等の改正をする際、市議会や庁議などで男性が育休を取得しやすくするための改正という説明を何度か行なったことが管理職の意識啓発に繋がったと思われます。	男女ともが、部署内で職員が互いに支え合う意識を高めていくために、常に職場環境づくりを意識できる、管理職を中心とした組織マネジメントが必要と思います。	「み・ら・い行動計画」を周知し、管理職を中心に説明をするなど啓発を行い計画を推進します。管理職には、機会をとらえて理解の促進と環境整備を促していきます。

81	男女の職域拡大と女性の管理職への登用促進	職員の必要な能力を高め、資質の向上を図るとともに、すべての職域に男女を問わず配置されるよう職域拡大に努めます。また、能力に応じた女性職員の管理職への登用を促進します。	総務課	性別にとられない、職員の能力に応じた登用や人材配置を引き続き行います。また、昇任試験については、能力に応じた登用につながるため制度の見直しを検討します。	性別にとられない、職員の能力に応じた登用や人材配置を実施しました。昇任試験については、能力に応じた登用につながるため制度を見直し、年齢要件を緩和して実施したところ、男女ともに受験者が増えました。令和5年3月1日時点で、管理職の占める女性割合は23.8%です。	女性の登用、昇任試験については、能力は有るものの、本人が個人的な事情等のため望まない場合もあるなど難しい点があります。	性別にとられない、職員の能力に応じた登用や人材配置を引き続き行います。また、昇任試験の制度については、能力に応じた登用につながるため更に見直しを検討します。登用を望まないケースについて対応を検討します。
82	男女共同参画の視点に配慮した広報の作成	男女共同参画表現ガイドラインに沿って、男女共同参画に配慮した表現方法の徹底を推進します。	まちづくり推進室	引き続き、男女共同参画の視点に配慮した広報紙及びホームページ制作を行います。また、担当部署からの原稿を広報紙および市公式ホームページで積極的に広報します。	令和4年度は、レギュラーページ「めざそう男女がともに歩むまち」を奇数月に計6回、12月号で見開き1ページのお知らせ、情報広場で無料法律相談や講演会・講座開催のお知らせなどの記事計11件を掲載しました。また、講演会やセミナーが開催された際には取材に出向き、その様子を「まちのわだい」にも掲載しました。広報紙及びホームページを制作するにあたり、性差別用語など不適切な表現を使用しないよう、男女共同参画の視点に配慮しました。	男女共同参画の視点に、もっと興味を持ってもらえるよう広報紙のレイアウトや表現を工夫します。また、情報入手の多様化に対応するためHPやSNSでの広報にも注力する必要があります。	引き続き、男女共同参画の視点に配慮した広報紙およびホームページ制作を行います。例えば、特集などで登場する人物を男性ばかり、もしくは女性ばかりに限定せず、男女ともに登場させるなどの配慮をします。また、担当部署からの原稿を広報紙および市公式ホームページで積極的に広報します。

2 推進体制の充実

(1) 庁内推進体制の充実

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
83	男女共同参画推進本部体制の充実	全庁一体となったプランの推進役として、進捗状況を調査・評価し、各分野において横断的な進行管理を行います。	男女共同参画推進室	第2次プランが適切に進められるよう調査・評価するとともに、庁内における女性登用が引き続き進むように働きかけていきます。	女性職員（管理職）の登用状況は管理職総数40人中女性10人（女性比率25%）でした。昨年度は25%でした。	特になし。	第2次プランが適切に進められるよう調査・評価するとともに、庁内における女性登用が引き続き進むように働きかけていきます。
84	男女共同参画推進委員会の充実	「男女共同参画プラン・ふくつ」の一体的な推進を図るため、各課から1名推進委員を選出し、職員リーダーとして調査研究を行うとともに、各職場での意識啓発を図ります。	男女共同参画推進室	第2次プランが各部署において適切に進められるように、男女共同参画推進委員を中心に取り組んでいくよう、推進員会議を開催するなどして働きかけていきます。	第2次プランの個別事業が各課において、プランに沿った取り組みがなされているのかを確認してもらっています。また、事業の移管などで担当が変更になっている場合には連絡・修正をお願いします。	各課の推進委員の取り組みだけに依存するのではなく、男女共同参画推進室としても各課の取り組みには注視していきます。また、推進員会議を通じて、事業実施の際には、男女共同参画の視点を持って取り組んでもらうことを依頼しました。	第2次プランが各部署において適切に進められるように、男女共同参画推進委員を中心に取り組んでいくよう、推進員会議を開催するなどして働きかけていきます。
85	男女共同参画審議会の設置	男女がともに歩むまちづくり基本条例第14条に基づき設置し、プランの進捗状況を点検・評価するとともに、男女共同参画社会の形成促進に関する事項について調査・審議し、政策提言します。	男女共同参画推進室	審議会委員から、市の施策に対し多様なご意見がいただけるように、また、審議会委員がスムーズに評価・点検作業が行えるように、適切な情報提供を行っていきます。	令和3年度事業について、審議会で点検・評価を行いました。審議会委員からのご意見は、男女共同参画推進委員会会議を開催して各課に通知し、令和4年度事業の進捗管理や令和5年度の目標設定等に活用されました。	各課の成果・評価、目標設定などの記入について、具体的でなかったり、努力目標になっていたりといた部分がありました。審議会でご指摘をいただき、年度末に推進委員会会議を開催し①具体的な成果・評価などを記入すること②努力目標ではなく行動目標を記入することなどを推進委員に説明しました。今後も、審議会委員が評価・点検しやすいようにするために、各課に審議会でのご意見を伝えていきます。	審議会委員から、市の施策に対し多様なご意見がいただけるように、また、審議会委員がスムーズに評価・点検作業が行えるように、適切な情報提供を行っていきます。

(2) プランの進捗管理と情報の公表

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和4年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	令和5年度目標設定
86	男女共同参画推進状況報告書（年次報告書）の作成と公表	男女がともに歩むまちづくり基本条例第9条に基づき年次報告書を作成し、ホームページ等に掲載し市民に公表します。	男女共同参画推進室	年度内の各事業を適宜記録していきながら、わかりやすく、見やすい報告書の作成を行います。	文章表現だけでなく、イラストや写真を活用し、分かりやすい構成を行いました。	特になし。	年度内の各事業を適宜記録していきながら、わかりやすく、見やすい報告書の作成を行います。
87	男女共同参画促進施策の議会への報告	男女がともに歩むまちづくり基本条例第9条に基づき、毎年、男女共同参画推進事業計画をたて、議会に報告します。	男女共同参画推進室	昨年度と同様に、全員協議会の中で報告します。	全員協議会で、令和3年度男女がともに歩むまちづくり報告書を提出し、報告しました。また、ホームページに掲載し、市民に公表しました。	特になし。	昨年度と同様に、全員協議会の中で報告します。
88	男女共同参画社会に関する住民意識調査の実施	男女共同参画社会の形成促進に関する住民意識を把握し、施策に反映させるため、定期的に住民意識調査を実施します。	男女共同参画推進室	今年度は意識調査の予定はありませんが、国や県、他の自治体の調査結果等の情報収集を行いながら、現状把握を行います。新しい課題等があれば、講座実施後のアンケート等を利用して簡易的に調査を行う等の工夫をしていきます。	令和4年度は調査を行いませんでした。	令和5年度は意識調査の予定はありません。	今年度は意識調査の予定はありませんが、国や県、他の自治体の調査結果等の情報収集を行いながら、現状把握に努めます。新しい課題等があれば、講座実施後のアンケートを利用して、簡易的に意識調査を行う等の工夫はしていく予定です。
89	プランの策定・見直し	プランの進捗状況及び住民意識調査の結果等を踏まえプランを見直し、社会情勢に即した計画を策定します。	男女共同参画推進室	今年度は、見直しの年ではありませんが、第2次プランの内容に沿った取り組みが庁内で適切に進められていくように、各部署に働きかけていきます。	事務移管等により担当課が変更になる等が発生しましたので、関係課と調整を行い、随時修正を加えました。	今年度はプランの策定・見直し作業はありませんでした。職員への計画の周知を行い、各部署で男女共同参画の視点で事業に取り組むように呼び掛けました。	今年度は、見直しの年ではありませんので、第2次プランの内容に沿った取り組みが庁内で適切に進められていくように、各部署に働きかけていきます。